

平成27年11月24日（火曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成27年 美里町議会全員協議会

平成27年11月24日(火曜日)

出席議員(15名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
6番	櫻井功紀君	7番	大橋昭太郎君
8番	我妻 薫君	9番	鈴木宏通君
10番	橋本四郎君	11番	吉田二郎君
12番	山岸三男君	13番	佐野善弘君
14番	前原吉宏君	15番	平吹俊雄君
16番	吉田真悦君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木 守君
総務課長	伊勢 聡君
徴収対策課長	菅井 清君
徴収対策課徴収対策係長兼納付推進係長	門間裕匡君
徴収対策課徴収特別指導員	桐生孝雄君
税務課長	及川 一君
産業振興課長	佐藤 淳一君
企画財政課長	須田政好君
下水道課長	佐々木信幸君
下水道課課長補佐	花山智明君
下水道課主査	田村太市君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 泉 君
事 務 局 次 長	佐 藤 俊 幸 君

議事日程

平成27年11月24日(火曜日) 午前9時00分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項

1) 美里町税条例の一部を改正する条例(案)について

2) 美里町コールセンター人材育成事業について

3) 美里町下水道基本構想(案)について

4) 美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

第4 その他

第5 閉 会

午前9時00分 開会

事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

議長（吉田眞悦君） では皆様、改めましておはようございます。最近、温度が暖かかったり、またかなり寒かったりということで温度差が大変激しいわけです。庁舎内の暖房も、入る日もあれば入らない日もあるということで、ちょっと寒いところもあるかもしれませんが、どうぞ皆様、体調管理にも十分にお気をつけ願いたいと思っております。

本日の全員協議会、町長から、執行部からの申し出ということで4件あります。ちょっと内容がボリュームがあるということで、9時からの開催ということでさせていただきました。どうぞ皆様方、前に資料を配付しておりますので、お目通しを願っておるかと思っております。スムーズに、午前中になるべく終わるようにしていきたいと思っております。

なお、午後から皆さん、前に御案内しているとおり、美里町になって初めての試みということで、子ども議会が開かれます。どうぞ、その件につきましても、皆さんの参加よろしく願いしたいなというふうに思っております。

それでは、どうぞスムーズにいきますように、御協力方お願いしながら開会の挨拶にかえさせていただきます。大変御苦労さんでございます。

佐野議員がちょっとおくれるという連絡が入っております。後刻、来ると思います。

それでは、全員協議会を開催いたします。

最初に、では町長から。

町長（相澤清一君） どうも皆さん、おはようございます。

本当に、今議長から申しましたように、朝9時ということで、普通異例のことだと思っております。なお、子ども議会が午後1時45分からとありますので、それらも勘案しまして、ぜひともボリュームがありますので9時にさせていただきました。本当に議長のお取り計らいによりまして、ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は美里町税条例の一部を改正する条例（案）について、2点目は美里町コールセンター人材育成事業について、3点目は美里町下水道基本構想（案）の概要について、4点目は美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

初めに、美里町税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

平成27年度の税制改正において、徴収猶予制度等の見直しが行われ、一定の事項については

各地域の実情に応じた条例で定める仕組みとなりました。本町の税条例についても改正が必要でありますことから、その内容について御説明申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど徴収対策課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の美里町コールセンター人材育成事業について御説明申し上げます。

美里町コールセンター人材育成事業については、これまで10回にわたり全員協議会において経過を御報告申し上げたところでございますが、その後の経過につきまして御説明申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の美里町下水道基本構想（案）の概要について御説明申し上げます。

平成26年1月に、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省が連携し、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルが策定されました。このことに伴い、本町におきましても、平成21年9月に策定しました美里町下水道基本構想を見直すことといたしましたので、その概要について御説明申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど下水道課長から御説明申し上げます。

最後に、美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

美里町下水道事業の設置等に関する条例は、さきの9月定例会において可決いただき、平成28年度からの下水道事業の地方公営企業法の一部適用の実施に向けて、出納事務の執行について精査してまいりました。その結果、出納その他の会計事務を会計管理者に委任することができないことが判明いたしました。このことにより、下水道事業の出納事務は、企業出納員に行わせなければならないことから、条例の改正が必要となりました。その内容について御説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど下水道課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田眞悦君） ちょっと私、さきの4件というお話をいたしました。きょうの協議事項は4件なんですけれども、その終了後にちょっと議会から皆さんにお知らせ等々、連絡事項等がありますので、それらを含めての全協ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） 改めまして、おはようございます。本日も御指導よろしくお願いい

たします。

それでは、私から協議事項 1 点目の説明員を紹介させていただきます。

初めに、徴収対策課長、菅井 清でございます。

徴収対策課長（菅井 清君） 菅井です。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、税務課長、及川 一でございます。

税務課長（及川 一君） 及川です。

総務課長（伊勢 聡君） 続いて、徴収対策課徴収特別指導員、桐生孝雄でございます。

徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） 桐生でございます。よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、徴収対策課徴収対策係長兼納付推進係長、門間裕匡でございます。

徴収対策課徴収対策係長兼納付推進係長（門間裕匡君） 門間です。よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 以上、説明員を紹介させていただきました。ありがとうございます。

議長（吉田眞悦君） 菅井課長。

徴収対策課長（菅井 清君） それでは、説明させていただきます。着座して説明させていただきます。

お手元のほうに資料を 4 部用意してございます。

まず、資料 1 つ目、資料の 1 が条例の概要、条例の案文及びその新旧対照表で 16 ページございます。

資料の 2 は、今回条例の起因となりました地方税法及び国税通則法等における猶予制度の見直しの概要並びに地方税及び国税の猶予制度の全体像を表にしたもので、4 枚ございます。1 ページ目の表の一番右にある見直し欄、その他の欄の見直し欄に条例との関係が一部表示してございます。

資料の 3、猶予制度の見直しに係る地方税法及び地方税法施行令の新旧対照表でございます。皆さんお持ちの六法全書等にはまだ登載されていない可能性が大きいので、23 ページと少々多いとは思いましたが、参考としておつけいたしました。

最後に、資料の 4、国税の猶予制度の見直しに係る国税通則法及び国税徴収法の政令の新旧対照表でございます。今回の条例改正に当たって、かなりの部分を参照しております。皆様のお手元にはない可能性があると思いましたが、おつくりいたしました。

これからの説明では、資料 2 の 1 ページの表と条例の案文を中心に御説明申し上げます。多少、時間を必要としますので、御了承いただきたいと思います。

早速、条例の改正について御説明させていただきます。

27年度税制改正においては、地方税総則における徴収猶予、換価の猶予制度について、納税者の負担軽減を図る目的とともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を新たに設けたこと。その際に、地方分権を推進する観点や地域の実情を踏まえ、担保の徴収等を不要とする場合、一定の事項については条例で定める仕組みとなりましたので、今回の条例で新たに規定を設けるものでございます。

今回御説明いたします条例案は、大きく分けますと、徴収猶予制度については条例案第8条から第11条まで、換価の猶予制度については条例案第12条から第13条まで、担保を徴する必要がある場合については第14条で規定しております。

初めに、徴収猶予と換価の猶予について概略を説明します。

資料の2をごらんいただきたいと思います。

地方税法並びに国税徴収法では、納税者が納期限までに納付できない何らかの事情や原因がある場合に、徴収の緩和措置として、滞納者のそれぞれの滞納原因や置かれている事情に応じ、徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行停止の3つの制度について規定しております。そのうち、換価の徴収猶予は、一時に納付できない原因や事情が納税者に生じている場合、期間的な猶予を与え、滞納者が滞納額が完納となるよう求める制度でございます。納税者に納付しようとの現象が認められる場合において、その申請に基づいて一定期間徴収を猶予し、その期間に完納を求める制度でございます。

次に、換価の猶予につきまして御説明いたします。

滞納処分として換価を行う前に、猶予期間を与えて、猶予期間内に完納を求める制度が換価の猶予でございます。差し押さえた財産を換価すると事業の継続または生活の維持が困難になる恐れがある、あるいは差し押さえた財産の換価を猶予することが、直ちに換価するより徴収上有利であるときに、職権の判断で財産の換価を猶予し、その猶予期間内に完納を求める制度でございます。

徴収猶予、換価の猶予、両制度とも滞納者に期間的な猶予を与え、完納を求める制度でございます。

今回の地方税法改正前に、国税では同様の内容の改正が1年前倒しで行われており、地方税が国税の法律に準拠している関係上、今回の改正を理解する上で、先に平成26年税制改正から説明をさせていただきます。

資料の2の4ページをごらんいただきたいと思います。

改正前の国税について、納税の猶予、国税では徴収の猶予を納税の猶予とあらわしております。それと換価の猶予について、適用の要件、効果について説明しております。右側の換価の猶予は、本来滞納処分手続段階において行われる猶予制度であるために、国税徴収法の規定が設けられております。これに対し、納税の猶予は、滞納処分手続前においても一般的に行われるものでございますので、まとめて国税通則法にその規定が設けられております。

資料2の3ページをごらんいただきたいと思います。

これが平成26年税制改正の内容をあらわした表です。表の改正後の欄では、まず納税の猶予から説明をさせていただきます。初めに、納税の猶予では、担保不要となる条件として、金額が50万円から100万円に切り上げられております。新たに、猶予期間が3カ月内であれば担保が必要ないという緩和規定が追加されております。

続きまして、丸点の4つ目なんですが、分割納付の規定整備とございます。分割納付につきまして、従来、適宜分割という規定から、合理的かつ妥当な金額に分割して納付する等の規定が整備されております。

続きまして、5つ目の資産・収入等の資料の提出については、その添付資料についても明確に規定されました。

資料4の5ページをごらんいただきたいと思います。

納税の猶予の申請手続の国税通則法施行令第15条の2第3項が規定されております。書類について、4項目で規定しております。1つ目としましては、第46条第2項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類といたしまして、財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類。3つ目、猶予を受けようとする場合、1年間の収入及び支出の実績並びに同日以降の収入及び支出の見込みを明らかにする書類。4つ目といたしまして、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合には、次条の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要になる書類と、以上のとおり規定しております。

資料2の3ページにお戻りいただきたいと思います。

納税の猶予は、申請で行いますので、取り消し、不許可、あるいは取り消しの事由などを明確に規定しております。

不許可につきましては、国税通則法第46条の2第10項で、この内容は取り消しに掲げる事由に該当するということで、繰り上げ請求に該当するとき。2つ目といたしましては、徴収猶予の申請については、その内容について質問を行います。その質問に答弁しない、あるいは検査等を拒否する場合。3つ目といたしまして、不当な目的で猶予及びその猶予の延長の申請、

その他申請が誠実にされたものでないとき。以上のいずれかに該当するときということで、不許可の該当事由がございます。

取り消しにつきましては、国税通則法第49条第1項で規定いたしました。その内容は、6点ございます。繰り上げ徴収、先ほどの1番目と同じ繰り上げ徴収に該当する事実があったとき。猶予に係る国税を猶予期間内に完納が見込めないという事由がございます。2つ目といたしまして、猶予された分割納付の予定された期間ごとに納付されないとき。3つ目といたしまして、担保がえに応じないとき。4つ目といたしまして、猶予に係る国税外の国税の滞納が新たに発生したとき。この内容につきましては、条例では強制徴収公債権と規定しております。5番目、偽り、不正で猶予申請または延長の申請がなされ、その猶予等が判明したとき。最後に、事情の変化により猶予を継続することが適当でない認められるときでございます。納税の猶予の最後の黒丸、申請に係る審査、質問検査権の整備。先ほど、審査に際し不適當な場合ということで、申請に係る質問検査については、国税通則法第46条の2第11項で明確に規定しております。その内容は、申請の内容を調査する必要があるときは、申請者に質問させ、帳簿等を検査させることができるというものでございます。

次に、下の段の換価の猶予について御説明させていただきます。

換価の猶予については、従来職権で行われていたものに対し、新たに新設と書いております。新たに、申請による換価の猶予の申請が認められております。創設されております。

その他の改正後の黒丸の4つ目、先ほどと同様の事項が並んでおります。分割納付の規定整備につきましては、国税徴収法第152条第1項で、期間内の各月に分割して納付させるものと新たに規定しております。毎月納付の原則というところが該当になります。

次に、資産・収入等の資料提出につきまして御説明いたします。資産・収入等の資料の提出については、その添付資料についても明確に規定されました。

資料4の8ページをごらんいただきたいと思います。

国税徴収法施行令第53条が規定されております。書類について、3つの規定をしております。1つ目といたしまして、財産目録その他資産及び負債の状況を明らかにする書類。2つ目といたしまして、猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収支の見込みを明らかにする書類。3つ目といたしまして、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合には、国税通則法施行令第16条の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要になる書類ということで、これは先ほどの5ページで御説明した内容に近いものでございまして、国税通則法を準拠にして作成されておる内容でござい

す。

最後に、不許可事由について御説明申し上げます。

不許可については、申請による換価の猶予のみに規定され、国税徴収法第152条第4項で規定し、その内容は国税通則法第46条の2、10項を準用すると規定しております。内容については、納税の猶予の不許可の内容で説明済みでございます。

取り消しについては、職権による換価の猶予は、国税徴収法第152条第3項で規定し、申請による換価の猶予制度については、国税徴収法第152条第4項で規定しております。いずれも国税通則法第49条第1項を準用し、その内容は納税の猶予で説明済みでございます。

以上、26年度税制改正の国税について御説明いたしました。

引き続き、地方税の改正についてまとめて説明させていただきます。

今回説明します条例改正の内容は、平成27年度改正によって行われた徴収猶予及び換価の猶予に係る改正によって、条例に委任された事項のうち必要な定めを行うものでございます。国税と同じく、資料の2を基本的に説明いたします。

それでは、資料2の2ページと、先ほど見ました4ページを見比べていただきたいと思います。

いずれも改正前の内容でございますが、猶予の要件については、ほぼ一致しております。その上で、資料2の1ページをごらんいただきたいと思います。

右のほうのその他の欄をごらんいただきたいと思います。見直しの欄でございます。米印の条例で定める場合は不要という記載の欄でございます。徴収猶予、換価の猶予とも、担保不要となる金額、期間の設定が地方税法では条例で定めると規定されました。

資料3の19ページ、第16条担保の徴取という見出しがございます。第16条でございます。第1項で規定しております。条例で定める内容は、資料1の5ページ。（「資料の1ですか」の声あり）はい。資料の1。いよいよ条例のほうに移ったこととなります。

資料1の5ページ、条例第14条で規定しております。その内容は、担保不要となる要件として、第1項第1号で50万円以下と規定いたしました。2号で、猶予期間を6月以内と規定しております。第3号で、担保を徴することができない特別な事情があるときと規定いたしました。

先ほど、資料2をもとに御説明いたしました国税のほうでは、担保不要となる金額を100万円に引き上げたにもかかわらず、変更されないと気づかれるかと思っております。国税の100万円は、滞納人員のおおむね8割が滞納額100万円以下であること等に勘案されたものでございまして、美里町では滞納人員のおおむね8割が50万円以下であることから、今回はこの100万円への引き上

げを見送っております。美里町の滞納額100万円以上とすれば、滞納人員の約9割が担保不要に該当することになります。

また、資料の1、条例第14条第1項第2号の規定は、国税で担保不要の期間を3月と創設されたところでございますが、国税の3月は担保手続に係る事務軽減負担と適正な徴収確保に留意して、比較的短時間の猶予の場合認めるためとされておりますが、申請に係る猶予の場合は、徴収猶予の初日は申請の日となり、短期間であることを勘案すれば、3月では担保徴収後、すぐに解除するということになりかねないことから、職権の猶予による換価の猶予の場合を含めて6カ月、6月としたものでございます。

次に、分割納付の規定について説明します。

資料の2、徴収猶予の分割納付の規定整備というところをごらんください。黒丸の分割納付の規定整備、条例で定める分割納付の方法によるという記載でございます。

分割納付の規定整備については、資料3の2ページから3ページ、地方税法第15条第3項及び第5項をごらんいただきます。徴収猶予とその期間の延長について、条例で定めると規定しております。

地方税法第15条第3項については、資料1の2ページ、条例第8条第1項で猶予に係る金額をその猶予をする期間において分割して納入させることができると規定いたしました。従来は、適宜分割するという表現でございました。また、15条第5項の規定でやむを得ない理由があると認められるときは納付期限と納付金額を変更できるものと規定し、条例第8条第2項で規定しております。

それでは、資料2、徴収猶予、黒丸の1、2、3、4、5、5つ目。資産・収入等の条例で定める資料の提出のところをごらんいただきたいと思います。

資産・収入等の条例で定める資料の提出について御説明申し上げます。

資料3の3ページ、地方税法第15条の2第1項の規定でございます。徴収猶予の申請手続等の名前が出ております。地方税法第15条の2第1項の規定は、条例で定める規定であり、徴収猶予の申請手続等の説明でございます。

条例で定める書類については、資料1の3ページ、第9条第2項に規定しております。その内容は、国税通則法第46条の2第2項の規定と同様でございます。詳細は、先ほど国税の同じ内容で説明しました資料4の4ページ、国税通則法施行令第15条の2第3項の規定と同様でございます。

引き続き、進めさせていただきます。

徴収猶予の不許可事由、取り消し事由の整備、資料の2、徴収猶予、黒丸の不許可の事由、取り消し事由に進めさせていただきます。

徴収猶予の不許可につきましては、資料3の6ページ、地方税法第15条の2第9項でその事由を規定しております。内容は記載のとおりでございます。この規定は、国税通則法第46条の2第10項の規定と同様でございます。

第9項の第4号のところ、前3号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するときでございますが、今回は条例で定めるとありますが、国税の猶予において定められている要件に加え、地域の実情を踏まえ定める必要がある場合条例で定める条例委任でございますが、当面その必要はないと考え、条例で定めておりません。

それでは、資料の2、徴収猶予の取り消しのところをごらんいただきたいと思います。

資料3の8ページ、地方税法第15条の3第1項のその事由を規定しております。徴収猶予の取り消し。条例委任は、資料1の9ページ……、失礼いたしました。条例委任は、資料3の9ページの4項と、10ページの第7項でございます。（「資料3ですか。今、資料1というのが間違いなんだな。資料3」「資料3の8ページ、15条の3……」「徴収猶予の取り消し、15条の3は」の声あり）失礼しました。資料1の4ページ。第11条で規定しております。その内容につきましては、条例第11条で指定する債権を強制徴収公債権と規定しておるところでございます。

徴収猶予の見直しで、最後は、申請に係る質問検査権の整備については、資料3の6ページ、地方税法第15条の2第10項で規定しております。この規定は、先ほどと同様で、条例で定めておりません。

続きまして、換価の猶予の見直しにつき、説明いたします。1ページの下段、換価の猶予について説明いたします。換価の猶予につきましては、新しく申請による換価の猶予規定が創設されております。資料3の13ページ、15条の6以降でございます。申請による換価の猶予の要件等、ここから申請による換価の猶予についての規定が説明されております。

次に、資料2の1ページ、見直しの欄をごらんいただきたいと思います。

担保については、徴収猶予と同様で資料3の19ページ、先ほど地方税法第16条の規定というところを説明しましたが、換価の猶予でも同様の規定が該当いたします。職権の換価の猶予に係るものが国税徴収法第152条第3項で申請に係る換価の猶予は国税徴収法第152条第4項で規定しております。いずれも国税通則法第46条第5項を準用しており、徴収猶予と共通事項となります。

次に、分割納付の規定の整備でございます。

職権の換価の猶予につきましては、資料3の10ページ、地方税法第15条の5第1項で規定しており、資料3の4ページ、条例第12条第1項で徴収猶予の規定の準用を説明しております。

続きまして、申請による換価の猶予は、資料3の13ページ、地方税法第15条の6第1項で規定し、納期限から条例で定める期間、2項で滞納の対象となる条例で定める債権を規定しております。

資料1の4ページにお戻りください。

条例第13条第1項、条例で定める期間は6月以内とすると規定しております。条例第13条第2項で、未納の対象となる債権を強制徴収公債権と規定しております。職権による換価の猶予と同様、徴収猶予の規定を準用しております。

続きまして、資産・収入等の条例で定める資料の提出を説明させていただきます。

資産・収入等の条例で定める資料の提出については、職権による換価の猶予は、資料3の11ページ、地方税法第15条の5の2、職権による換価の猶予の手続等、条文見出しが職権による換価の猶予の手続等で規定し、資料1の4ページ、条例第12条第2項で書類の内容を規定しております。

申請による換価の猶予では、資料3の14ページ、地方税法第15条の6の2第1項及び第2項で規定し、資料1の5ページ、条例第13条第5項で必要書類を明示しております。

続きまして、不許可事由・取り消し事由の整備について御説明いたします。最後までございます。

猶予の不許可について、職権による換価の猶予は資料3の12ページ、地方税法第15条の5の3、条文見出しが職権による換価の猶予の効果等でございます。地方税法第15条の3第1項、第2項を準用しております。条例では、資料1の5ページ、第12条第3項で……、失礼しました。4ページでございます。第12条第3項で指定する債権について規定しておるところでございます。

続きまして、申請による換価の猶予の不許可、資料3の16ページ、地方税法第15条の6の3第2項で徴収猶予規定の地方税法第15条の3第1項、第2項を準用すると規定しております。条例では、資料1の5ページ、指定する債権を強制徴収公債権と規定しておるところでございます。第8項でございます。失礼しました。

国と地方税の猶予制度の見直しを資料の2にのっとり説明させていただきました。大変時間をオーバーしましたが、再度、条文ごとの説明をいたします。

資料1をごらんください。2ページです。

第8条については、徴収猶予または徴収猶予の延長をする場合には、分割納付金額を定めて分割納入できること、やむを得ない事由があると認められたときは、分割納入金額を変更できることと規定いたしました。

第9条、徴収猶予の申請書の記載事項及び提出すべき書類事項を規定いたしました。

3ページをごらんください。

第10条、分割納付する場合の徴収猶予の通知方法、分割納付の金額の変更通知について規定いたしました。

4枚目、4ページをごらんください。

条例第11条については、徴収猶予の取り消し事由の新規発生滞納は、滞納処分できる全ての債権の滞納とすることと決めました。

第12条、換価の猶予の申請書の記載事項及び添付すべき書類等を定めることといたしました。

第13条では、申請による換価の猶予の申請できる期間を納期限から6月以内とすること及び申請による換価の猶予の申請書の記載事項及び添付すべき書類等を定めることといたしました。

最後に、5ページ、第14条では、徴収猶予、換価の猶予をする場合での担保の徴収を不要とする場合の規定を定めることといたしております。

以上、大変長くなりましたが、説明を終了させていただきます。以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 以上でいいんだね。補足もなにもなしと。

条例改正に係る説明をいただきましたけれども、それらに関する資料、大分行ったり来たりということでありましたので、なかなかちょっと大変だったと思いますけれども、今の説明に関して、この税条例の一部を改正する条例のほうでありますので、あと資料3と4はそれに係る、裏づけとなる国税等の変更ということでもいいんですね。（「はい」の声あり）それに伴って、本町の税条例も改正しなくてはならないということでもありますので。

何か、なかなか難しいことであることと思いますけれども、ちょっとわからないところ、確認したいということがあれば。大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） 8条の第1項の部分、後段をちょっと読み切れないうるんですが、この部分は期限と期限ごとということの縦分けの中での、こういうその繰り返しの表現になっているのか。この辺についてちょっと教えていただければと思います。

議長（吉田眞悦君） 8条の第1項。

徴収対策課長（菅井 清君） 2項でないですか。

議長（吉田眞悦君） 2項ですか。

徴収対策課長（菅井 清君） 1項でいいんですか。

7番（大橋昭太郎君） 8条の1項の部分の後段、「当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるもの」とするという、大変に……。

議長（吉田眞悦君） 同じようなことばかり。課長。

徴収対策課長（菅井 清君） この規定の一番大きく決まったところは、納入に際して、分割納付ができるという規定を、適宜というところから、妥当な、表現について……、失礼しました。分割して納付または納入させることができるというところがございます、「この場合において」以降につきましては、分割納付が納付期限及び納入期限または計画による納入期限ごとの納付金額を定めるものとするという内容でございますので、ちょっと字句の言い回しがちょっとくどいようで……

議長（吉田眞悦君） えらい、くどいよな。

徴収対策課長（菅井 清君） はい。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） そうすると、各納入期限ごとというのは、分割部分をあらわしているという捉え方でいいんですか。

議長（吉田眞悦君） 課長。

徴収対策課長（菅井 清君） 各納入期限というのは、そもそもの納入期限のものもございまして、その期限のとおり納めていく、あるいはおこなっている場合につきましては、期間内の計画を立てて、そのとおり納めていくという内容になります。

7番（大橋昭太郎君） それが2つ、盛り込まれていると。

徴収対策課長（菅井 清君） はい。

7番（大橋昭太郎君） 難しいな。わかりました。

議長（吉田眞悦君） くどいけれども、こういう書き方しかできないということでもいいのかな。

ほかに。柳田議員。

4番（柳田政喜君） 1点、説明を受けた理由がちょっと。お聞きしますけれども、これは資料1の5ページにあります第14条の1です。こちらのほうで、国のほうの8割が100万円以下であるということで、美里町の場合は町の8割が50万円以下であるので50万円以下にしたとありましたよね。それは、8割に合わせなければいけないという理由がよくわからなかったんです

が。

議長（吉田眞悦君） 滞納の8割は、本町は50万円以下だべという……。

4番（柳田政喜君） 金額的なもので合わせると8割と。その8割に合わせるとというのがちょっと理解できないのですが。

議長（吉田眞悦君） 桐生さん。

徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） ここは、実は先ほど一番最初にお話をしたと思うのですが、国税見直し前は、国税と全く地方税は一緒でございました。ところが、国税の改正があった後に、総務省が各地方団体にアンケートを出しまして、国税に追随していけるかどうかというアンケートがございました。実は、その中に担保を国税並みに100万円に上げると、地方税は細かい税目がいっぱいあるので、ほとんどが無担保で猶予をしなければならなくなるのではないかと、そういう懸念が出されました。

それを受けまして、我が町でもそういう懸念に該当するかどうかということ判断いたしました。それで、先ほどのお話の国税が8割といえば、本来的に期限をお待ちするときには大体担保をとる、これは民間でも同じでございます。要するに、それで無担保でもいいという、民間でいうと貸付金、こちらでいえば滞納でございますが、これをどこにラインを引くかということでございまして、先ほど課長のほうから御説明しましたように、国税はそのラインを滞納者の8割の方は、まあ無担保でもしょうがないかなということで、2割の方には担保を出していただきたいねと、こういう話でございました。

それで、国税に合わせますと、先ほど課長からお話がありましたように、実は我が町としては、滞納金額、金額規模が国税よりも小そうございますので、実は100万円に合わせると9割の方が無担保になってしまう。つまり、無担保貸し付けがいっぱいになるということは、それだけ取れなくなる可能性もあるということでございますので、そこは国税並みに担保をとれる人員の割合が同じほうがよいのではないかとということで、昨年末の繰り越し段階で滞納者人員が、どのくらいの滞納があるかということで判断いたしましたところ、我が町はちょうど8割のところというのが実は50万円でしたということでございまして、つまり金額で合わせたということではなくて、担保をとらないで猶予をして、つまり無担保でお待ちする範囲というのを合わせるということが、要するに滞納額を確実に取るという判断からすれば、そこで合わせるのが、金額的にはずれるんですが、価値判断としてはそのほうがイコールになるのではないかと。ということで、我が町は50万円を定めたわけで、単に据え置いたということではなくて、そこに判断を加えたところ、結果として同じ金額になったと。こういうふうに御判断をいただき

いということをごさいます、我がほうとしてもそういうことで原案をつくらせていただきました。以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 今の説明で仕方ないのかなと思うんですけども、国と町とのいわばどんな違いと言ったらいいんですかね。ある程度の違いがあるので仕方ないのかと思いつながら、ちょっとその辺、近隣町村のほうではどのような設定になるかも、今後もしわかったら教えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 現時点でわかりますか、近隣町村。菅井課長。

徴収対策課長（菅井 清君） まだつかんでおりません。それで、今回の年末の議会に、大方提出されるかと思つます。

議長（吉田眞悦君） それを踏まえてすることね。柳田議員。

4番（柳田政喜君） それがわかり次第、もしよろしければ情報提供をお願いします。

徴収対策課長（菅井 清君） わかりました。

議長（吉田眞悦君） ほかに。ないですか。

では、なければ、1点目の美里町税条例の一部を改正する条例については、以上ということにさせていただきます。

それでは、ちょっと説明員がかわりますので、暫時休憩いたします。再開は10時10分。

午前 9時58分 休憩

午前10時10分 再開

議長（吉田眞悦君） それでは、再開いたします。

全員出席でありますので、引き続き全員協議会を行います。

それでは、総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項2点目の説明員を紹介させていただきます。

企画財政課長、須田政好でございます。

企画財政課長（須田政好君） おはようございます。須田政好です。よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 産業振興課長、佐藤淳一でございます。

産業振興課長（佐藤淳一君） 佐藤です。どうぞよろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、須田企画財政課長。

企画財政課長（須田政好君） それでは、美里町コールセンター人材育成事業について御説明させていただきます。

資料につきましては、事前にお配りしました美里町人材育成事業について（第11回）という資料と、それから本日お配りしました緊急雇用創出事業回収不能債権への支援に係る要望書の2点でございます。

初めに、美里町コールセンター人材育成事業についての資料に従い御説明をさせていただきます。本日は第11回目でございますが、第10回の8月28日に御説明申し上げた以降の状況につきまして、御説明申し上げます。その後、今後の対応について御説明申し上げます。

8月28日以降、前回報告以降の状況につきましては、10月28日に債権者集会がございました。債権状況報告集会でございます。場所は、東京地方裁判所合同庁舎で、午前11時から約1時間ほどの開催でございました。出席は、副町長佐々木と、私須田の2人で出席しました。

報告があった概要につきましては、資料に記載しました4点でございます。

1点目は、株式会社D I Oジャパンの破産が認められました。

2点目は、美里町に対する配当はないと。

3点目につきましては、破産管財人が調査した結果、疑わしいものが一部あったものの役員の責任追及を行うには証拠として不十分であった。よって、破産管財人は、刑事事件として告発できる十分な証拠能力がないと判断し、告発に至らなかったということです。

4点目につきましては、この事件については、この日をもって終結となったと。

以上の4点の報告でございました。

次に、2点目でございますが、11月6日に厚生労働省から緊急雇用創出事業に係る株式会社D I Oジャパン関連子会社への調査の最終報告が公表されました。資料3枚目以降に添付させていただきます。

こちらにつきましては、調査の概要から始まりまして、調査の経過等を含め、最後に今後の処理方針という形で厚生労働省が報告を公表してございます。その中で公表された調査結果の概要につきまして、次の3点にまとめてございます。

不適正な支出の額の総額は、4億554万311円であった。美里町における不適正支出額は、平成25年度に支出した1,613万1,495円であったということです。

主な不適正事案につきましては、次の4つにまとめられています。

1点目は、所有権移転特約つきリース契約による財産取得を行っていたということです。これが2億6,768万5,542円でございました。

2点目は、消費税等の過払い、5,810万3,886円でございます。この中には、社会保険料等の不適正な支出も含まれてございます。

3点目は、委託契約した業務以外の業務に従事するなどの不適正な研修でございます。4,211万6,142円でございます。

4点目は、委託事業により生じた収入の未報告または過剰報告、335万7,579円でございます。

本町にしましては、主に2点目と3点目に関連してございます。

次、3点目でございますが、厚生労働省は今後の処理方針としまして、不適正支出額が早期に県の基金に戻されるよう、引き続き適切に対応していくと。

報告書の3枚目の裏に、今後の方針としまして、このように記載してございます。

次、前回以降、8月28日以降の動きにつきまして、資料に記載しましたのは以上の2点でございますが、資料をお配りさせていただきました後に、急遽、気仙沼市、登米市、それから本町の3市町におきまして、宮城県への要望を行ってございます。きょう、追加で資料を配らせていただきましたので、こちらにつきまして御報告させていただきます。

要望しましたのは、11月18日水曜日でございます。午前10時から、宮城県庁におきまして、宮城県知事宛てに、気仙沼市長、登米市長、美里町長の3者から要望書を提出してございます。要望書の内容につきましては、お配りしました内容でございます。

当日は、宮城県知事が公務のため出席できませんでしたので、代理としまして三浦副知事、それから同席したのが経済商工観光部の吉田部長でございます。同じく、経済商工観光部の宮川次長でございます。同じく、経済商工観光部雇用対策課の佐藤課長の3名が同席してございました。本町からは、副町長の佐々木、気仙沼市からは菅沼副市長、登米市からは藤井副市長の3人が要望に、それぞれ市長、町長の代理で出席してございます。

お配りしました要望書の内容でございますが、それぞれ……、そうですね。これは省略でした。説明については省略します。

それで、副知事のほうからの報告でございますが、今後、岩手県、福島県等と連携し、国に対して関係市町の損害について救済策を講じるよう要望していくということでございます。もう1点は、県としての支援のあり方についても、引き続き検討していくというような内容の回答がございました。3市町として、今後とも連携して対応していくことで協議をしてございます。

以上が、前回報告以降の状況の報告、3点を申し上げます。

次に、資料の2枚目でございます。今後の対応について御説明させていただきます。

まず、1点目につきましては、今回の厚生労働省の最終報告で指摘されました不適正支出額と認められた1,613万1,495円について、県の指示に従い、県へ返還等の手続を行っていきます。25年度に支出した金額でございます。

次に、2点目としましては、債権放棄の手続を行います。株式会社D I Oジャパンの破産が認められたことから、株式会社D I Oジャパンに対しまして美里町が持っています債権4,118万4,587円について、債権放棄の手続を行います。4,118万4,587円の内訳につきましては、その下の 、 、25年度の支出の分と、それから26年度の支出の分でございます。

3点目につきましては、同じく美里町の債権について債権放棄を行います。これは水道料金、それから下水道使用料につきまして、平成26年度7月、8月、9月の3カ月分につきまして、未納となっていましたので、これらにつきましても債権放棄の手続を行います。

以上、3点の事務手続を行い、さらには気仙沼市及び登米市と連携しながら、引き続き県に財政支援を要望していく考えでございます。以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 以上でいいんだね。

この件については、11回目の全協での説明ということになります。今、厚労省の関係から出たものについて、要するに県の基金に戻してけるということなんだろうから、それに伴って3市町で県への要望活動はしたということのようであります。

この件について、何か皆さんから、今までのるありましたけれども。我妻議員。

8番（我妻 薫君） 全体になりますが、厚生労働省で不適正支出と判断した中に、資料2枚目にありますように、社会保険料等の未払い額が含まれていること。そして、厚生労働省で出したこの最終報告。この中の3ページの2の（2）の消費税等の過払い、この中に含まれていると。不適正で支払いしたのかどうか。社会保険の保険料が不適正と判断されたということ、そしてこの厚生労働省で報告したのは消費税にかこつけているんですよ、ここだけね。ここに何で社会保険料と、自分たちが取らなければならない金額が書かれていないのか。社会保険料のこれは未収金ですよ、厚生労働省からしてみれば。ですから、不適正支出というときは、社会保険料はもう、賃金の中に含まれているものとして計算されているはずですよ。これは消費税と同じように区分されて不適正というふうにされたということ。これはこのままにしていたら、普通の社会保険の扱い方が根底から変わってくるんじゃないのかと。これは本人たちが、本人たちの賃金から会社側に預けていた金ですよ。これは、別な面から詐欺になりますよ。横領罪にもなりますよ。それが何で、町側から出した不適正というふうにごこの中に含まれてし

まっているのか。これだけはやっぱりもっと正しく判断させていく必要があるんじゃないかなと。ここは県のほうも……、しかもこれ、記者会見で発表した中に、全く正しくないですよ。これは消費税等にくくってしまって、本来、社会保険料を徴収する義務は自分たちにあるはずなんですから、そこを1項も触れていないということは、これは抗議するなり何か必要じゃないかなと思うんです。

議長（吉田眞悦君） 課長。

企画財政課長（須田政好君） 我妻議員から指摘があったとおり、私も全くそのとおりだと思います。それで、この旨を問いただすとやはりこの中に含まれているということで。

それで、当初、これは国のほうで公表する前日に、市町村にこのような内容で公表するという内容には、しっかりと社会保険料も書かれていました。（「はあ」「ふうん」の声あり）それで、いざふたをあけるとこの結果です。大変、腹立たしいと言いますか。（「詐欺だよ」の声あり）これは、私どもも大変怒りを感じています。今後、何らかの形で、厚生労働省のほうにはこういった市町村の不満と言いますか、これは伝えなくてはいけないかと思っております。（「何で……」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ちょっと待ってください。我妻議員。ほかに。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 今の内容から、詐欺のことから言います。それで、私は保険料はこの町が今まで説明してきたのは、支払ったことを認めながら公金を持ち出したと、個人的な（聴取不能）と。ですから、例えばその現象を証明するのがなければ、金を出さないできたんだなという私は説明を受け取ってきたんですよ。それが今回によると、それ以上に、債務問題はこれ別です。保険料の問題は、これは私のほうで確認できる部分とできない部分もありますけれども、これはこの1,600万円の中に含まれている金額を見ると、事前にその支払った、要するにジャパンが支払ったという証拠を確認して、今、この金を出さなくて済んだのではないかと思われる金額がありませんか。そういう金額。（「払わなきゃならないんですよ」の声あり）事前に、交付する際に、領収書の確認をしていれば、払わなくてもよかった金額。

議長（吉田眞悦君） そこまで調査できたか……。須田課長。

企画財政課長（須田政好君） まず、不適正な研修等に支出したのが430万円ぐらいございますが、こちらは町としましては、25年度の実績報告を受けて、それでいろいろな書類等を確認したところ適正であるというふうに判断した上で確定はしたんですが、それについて、県からもそれでよしということで県からも確定を受けて、県からも補助金を交付されています。

しかし、その後、いろいろとD I Oジャパンの関連で、5月、6月に入ってから、いろんな

賃金の未払いとか社会保険料の未納とかいろんな問題が社会問題につながってきまして、厚生労働省がいろいろと詳しい規約等をつくり、場合によっては最初の要綱から加えて、さかのぼった形で適用という形で、今まで認められてきた研修は、これは認められないという指摘でございました。

それで、私どももその厚生労働省からの指示に従って、もう一度25年度の事業を見直したところ、厚生労働省が、後づけですけれども、厚生労働省が言う研修には適さないというのがこの430万円です。

それから、110万円の社会保険料につきましては、(「1,100万円」の声あり) 済みません、1,119万円の社会保険料の未納につきましては、これは期日までに支払うというのが法的にきちんと規定された事業者にあつての義務でございますので、それがきちんと執行されるというのを前提に、町としては委託料の中に含めて支払っています。しかしそれが、実はこれは払っている金額なんです、期日までに払っていないので、厚生労働省は事業の対象にならないということです。実際、D I O ジャパンは払いました。しかし、この金額については、期日までに支払いがされない、これは補助の対象にならないという話でした。ですので、私のほうとしては、事業が完了して、社会保険料が全て支払われたというのを、領収書を見て、そして社会保険料を支払うべきでございましたが、まず緊急雇用という事業を円滑に進めるために、前払い、概算払いのような形で、当然事業者が支払うであろうものとして先に概算払いをさせていただきます。それが、期日におくれて支払われたということで対象から外れたということです。よろしいですか。

議長(吉田眞悦君) 橋本議員。

10番(橋本四郎君) 資料の2ページに書いてある社会保険料の未払い額というのは、これはでは納まっているということですか。企業は納めてあるということですか。

議長(吉田眞悦君) 課長。

企画財政課長(須田政好君) 済みません、私は今、全て支払っていると申し上げましたけれども、間違えました。全部ではなくて、一部は支払っています。一部は支払いました。しかし、それは期日内に支払っていないので、全額対象にならないということで、3カ月分全て対象から外されたという経過でございます。

議長(吉田眞悦君) 橋本議員。

10番(橋本四郎君) これ、1,119万円というのは、何ですか。どういう内容ですか。この1,119万円というのは。

議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤淳一君） 御説明申し上げます。

賃金の部分で、社会保険料の本人負担分で556万342円、それから事業主負担であります社会保険料、労働保険料、合わせまして562万9,922円が未払いになっておりまして、厚生労働省で言うのは、補助金等の適正化に基づいている部分の社会保険料を払っていないので、この部分については不適切な補助金としての支出であったというような発表になったものでございます。

議長（吉田眞悦君） ちょっと……。もう一度。

産業振興課長（佐藤淳一君） 事業主負担の562万9,922円の内容につきましては、支払い遅延及び未払いということで、不適切な部分だということで、厚生労働省で言っている部分でございます。この件につきましては、県のほうにもいろいろ、労働保険についての債権というのは、本来今、年金事務所や社会保険庁の絡みで、本来国の債権ではないのかというお話はしてありましたところでございますが、今回こういう発表になったということで、大変残念に考えているところでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 私の聞きたいことの本筋に入っていないんです。問題は何かということ、1,600万円という問題が起きたと。これは厚生省で交付するに当たって、適正でないから、この問題が解決しなければ1,600万円は町が立てかえなさいよと、返しなさいということですね、補助金を。1,600万円を。その中の、1,600万円のうちの1,100万円が、我妻議員が質問したように、どっちの保険だといったら雇用者の保険、雇用者側のね。雇用者の保険、要するに働く人の保険料でなく、企業側が出すべき保険料だと今受け取ったんですが、これに間違いはないですか。もう一回聞きます。

議長（吉田眞悦君） ちょっと、もう一度。理解できるように。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤淳一君） この部分につきましては、給与控除等の社会保険料、雇用保険料、所得税の部分で、社会保険料として入っている本人負担分として556万342円です。それから、事業主負担とあります社会保険料、労働保険料の支払い遅延及び未払いで562万9,922円でございます。

議長（吉田眞悦君） 両方ということね。（「わかりました」の声あり）橋本議員。

10番（橋本四郎君） さっき、領収書を確認したとかしないとかという話がありましたけれども、この問題が起きるまで説明を受けてきたことは、問題があると困るから、支払ったと、要するに支出をしたという確認をとりながら、私たちは交付してきましたと。この説明を今まで

していたんだから。そうなってくると、その証拠の品物、何をもってその支出をしたかということに、手落ちはないですか、行政側の。本当に支出したかどうかというのを確認するものあれば、この問題起きなかった。

議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤淳一君） この緊急雇用の創出事業につきましては、働いている方々に賃金及び社会保険料を期日の給料日に支払うという前提、それから社会保険料等については翌月の決まった期日までに納めるという前提で、一定のものとして町としてはお支払いをD I Oジャパンのほうにしております。そうしないと、会社側として、支払った確認をしてから、D I Oジャパンさん、会社のほうに払いますと、会社のほうでは払えないという状況にございますので、町としては概算払いの形でこの分を出していた部分でして、労働者の方々に賃金、社会保険料をきちんと納めるという前提の中で町としては支払っております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 500万円という金額は、D I Oジャパンとしての人数から見たら、1カ月や2カ月ではないですよ。企業側が500万円というのは。そうすると、500万円というのは、何カ月後に交付しているかわからないけれども、その辺の確認をしないまま何カ月分まとめてばっとやっちゃって、こういう結果になったんですか。

議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤淳一君） 概算払いという形で、26年度も同じようにやりますけれども、賃金と社会保険料でございますから、その分を働いている方々にお支払いするという前提で概算払いをしております、当然払っているものということで、最終的に確認をした部分では未払いになっておりましたということで、この分については返還等も含めて、D I Oジャパンのほうには債権として申し立てをしておりますけれども、残念ながら今回、配当の見通しが無いというような状況の中で、結果的には払っていないものに対して補助金を入れたということで、厚生労働省では不適切というような判断をされたものというように考えております。（「私が聞いているのはそういうことじゃないんです」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 個人のやつは個人に聞かなきゃわからないと。個人のことはね。個人の領収書、これ違うから。企業が納めたやつは、20人分なら20人分の社会保険料としたらこれだけですと。もちろん、個人別にあるよ。そういうものを、証拠を見ないで皆、金を交付したんですか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） あのね、平成25年度、これは平成26年1月から3月分までの3カ月分、1,613万1,495円。当初、社会保険料を支払ったか支払わなかったの確認というのは、国の補助金の交付要綱に多分なかったんです。要するに、社会保険料とか税金というのは支払うのが当然だと。そういう状況の中で、概算払いしたやつを精算したわけですよ。支払いましたという前提のもとで。ところが、平成26年の5月になったら、納めていなかったというのが初めてわかったんですよ。日本年金機構が社会保険料の未納等について債権の差し押さえを始めたわけですよ。それで我が町にも債権、D I O ジャパンに対しても債権というか委託料がありますから、差し押さえについての問い合わせが来て初めて未納だとわかったんですね。既にそのときはもう精算が終わっていました。ですから、社会保険料は既に支払ったものとして、私たち県に対して実績報告書を出したときもそれでよしと、こういつて固まったわけです。ところが、平成26年度になってから、要綱の一部も改正して、支払わないものについては補助金はだめですよと。実際に確認をなさいという声が出てきたわけです。したがって、平成25年度は既に実績報告を出して一旦精算は終わっていますから、急に返すというわけにもいかないので、とりあえずはいただいております。平成26年度は、そういう要綱も変わって、支出したものの、要するにお金の支出の仕方も気をつけるということになったので、支払わないものについては補助金の対象になりませんから、その分については最初から補助金の申請をしていないということになります。ですから、未納になったというのが、その時点で我々が、その社会保険料の領収書を後づけで確認しなかったのが悪かったとかよかったとかというお話がありますけれども、実際、社会保険料の納付というのは企業が支払うべき当然ですし、それを企業が滞納しているかどうかというのは、我々は実際問題、その状況を把握することができないわけですよ。でも、後からわかりましたからね。未納だったことによって債権の差し押さえが全国各地で、年金事務所で行為が行われてきたということをそこで初めて気づいたものですから。ただ、一旦精算が終わったにしては、社会保険料の未納分については、今回の緊急雇用対策事業の補助金の対象になりませんという厚生労働省のことですから、支払わざるを得ない。そういうことの事態に陥ったということでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） これについては、前の町長が提案した際にもらった資料がいろいろあるんですけども、その中に会社の社長は女性、四国の方だと。そのほかにいっぱい役員がいましたよね。その役員の人たちの定款でしょう。規約上の罪はどこまであるんですか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 今、多分、法人の責任だけじゃなくて役員としての責任があるんじゃないかという橋本議員の御質問だと思うんですけども、役員は全部自己破産しています。

（「えっ、役員全部なんですか」の声あり）会社の破産ならば、社長を初め監査役員まで自己破産を4人しているんですからね。債権が私どもはいっぱいあるんですけども、たとえ申し立てしても、自己破産で会社破産しているので、どこからも債権回収できないんです。残念ながら。そういう状況です。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 町の顧問弁護士とこのことについて相談をしてみましたか。

副町長（佐々木 守君） やりました。

10番（橋本四郎君） しましたか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 平成26年7月31日にD I Oジャパンがどこかに行っちゃったということで、私も実際確認しに行きましたけれども、7月31日に。やっぱりおりませんでしたね。どこかに行っちゃったと。そして、8月1日付で町の当時の顧問弁護士、西澤先生と御相談申し上げて、1日に契約解除の通知をしたわけです。そういった状況では、この事業を継続はできないだろうと。そういう信用調査会社が実際に発表したわけですね。そういったことで、行方不明ということになりましたので、これは我が町としても何らかの手続はとらなければ、当然契約書上にもそれは記載してありますので、それにのっとって契約解除の通知をしたということです。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 東京の裁判ですね、登記簿で（聴取不能）と思うんですが、原告、被告、あるいは告発したその被告が、誰も出なければ裁判をする（聴取不能）けれども、相手が出た中の裁判の中で、私が不審に思ったのは、どういう主張をしたかわからないけれども、さっき話がありましたね。書類をごまかして金を請求したと。詐欺じゃありませんか。これは、詐欺というのは調べたら、……（「はい」の声あり）

議長（吉田眞悦君） どうぞ。（「ちょっと待ってください、……」の声あり。）副町長。

副町長（佐々木 守君） その詐欺か横領かというのは、今回の破産事件とは関係ないです。民事上の裁判なので。破産の会社と個人が、破産の申し立てをしたんですよ、東京地方裁判所に。その破産の件について、どうなるかと。破産を認めるか認めないかという民事上の裁判

なので。民事事件なので、刑事事件ではないです。ですから、今後、その刑事告発を誰かがなさるのかよくわかりませんが、刑事事件になるかどうかまだわかりません。詐欺罪が成立するのか横領罪が成立するのか、よくわかりません。民事事件のいわゆる破産の申し立てに基づいて、破産管財人が裁判所から指名されて、D I Oジャパンあるいは自己破産の申請をした個人についての財産調査をして、債務超過だということで破産が認められたわけでございますね。ですから、この場合は、民事事件上で破産になりましたということで、債権者に配当はございません。（「ああ、そうなの」の声あり）これはこれなんです。

それで、刑事事件は、橋本議員が言われた詐欺罪か横領罪かよくわかりませんが、それは刑事事件なので、それが債権者のどなたかが告訴するのか、あるいは検察あるいは警察が告発するのか、それはわかりません。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） そう開き直ってはだめなの。（「これは事実ですから」の声あり）239条見てください。刑事訴訟239条の中には、犯罪を知り得た公務員は告発しなければならないとある。そして、私は詐欺罪というのを調べてみたんです。これは刑法の第246条です。人を欺いて財物を交付させた者は10年以下の罰金に処すとある。そうすると、告発する場合と行政側、警察側が直接する場合と、民間が被害を受けた側から、あるいは被害を受ける関係なくともこういう事件があったということで告発されれば、これは告発できることなの。何でしなかったのか。町が（聴取不能）で町民に1,600万円の負担をかけると。こういうことを自分たちには欠陥がないとすればいいです。ただ、ごまかされて町民の皆さん方にきちんとした行政の対応を示すのなら、やっぱり告発をして、全部あの財産はなくなったんだから。それでこの人たちはもうとうと暮らされては困るんだ。やっぱり社会の正義、社会正義を何らかの形で罰を受けてもらう必要があると思うので、何で告発しないんですか。

議長（吉田眞悦君） 町として告発しないのかということだよ。破産管財人が、3番目に載っているけれども、刑事事件として告発できる十分な証拠能力がないと判断して告発はしなかったとしたら、……（「あんたに聞いているんじゃない」の声あり）だから、それに伴って、町としての考えを聞くということなんだよね。（「意見交換しているんだから」の声あり）副町長。

副町長（佐々木 守君） 告発するかどうかは、証拠が必要なので、私たちに十分な告発できる証拠があるかどうかというのがまず問題になると思いますけれども、まず一つは、破産管財人が、先ほど企画財政課長が申しあげましたように、破産管財人が破産管財人の立場でいるん

な証拠書類、領収書等、証拠書類を調べたと。一部疑わしいものがあったんだけど、役員
の責任追及を行うには証拠として不十分であったため、告発には今回は至らなかったという部
分をおっしゃっているわけですね。それは債権者集会の中で破産管財人が御自分の言葉で述
べられていたわけですよ。じゃあ、なぜしないかといったら、これは町として、果たして破産
管財人よりも有力な証拠が出るかということ、果たしてどうかなというのが私の正直なところ
です。

それから、刑事事件ですから、別に刑事事件は刑事事件なんでしょうけれども、刑事事件と
して立証できて何か出たとしても、実際お金は戻ってこないですよ。回収できない。回収でき
ないということね。（「議長」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 待って。

副町長（佐々木 守君） それは、刑事事件については、既に警察も、このD I Oジャパンが
社会問題化するときからいろいろな資料収集をしているわけです。実際問題、言いますと。十
分な証拠を持っているかどうか、全然わかりませんが、私たちが独自で告発するかどうか
というよりも、警察そのものが資料を大分収集していますから、今後どのような形で刑事告
発なされるのかは、私たち、様子を見るしかないのかなというのが今のところの考えです。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） さっきの話を聞いていて、こちらのほうにも手落ちがあるかと思うのは、
しっかりした領収書を確認しないで交付したということもあります。しかし、向こうとしては
何らかの書類を提示しながら、こういうふうにして金を納めたから交付してくださいというこ
とで出したわけでしょう。詐欺ではありませんか、これは。明らかに。あんた方、決めるんで
なくて裁判が決めるんだ。問題は、それはどういう形で、さっきも言ったでしょう。人を欺いて
財物を交付させた場合は詐欺罪が成立すると法律があるんですよ。読みなさいよ、法律。（聴
取不能）ならないんだから。

問題は、さっき私が連帯責任と言ったのは、連帯責任は債務のある人に対する違法請求は、
この連帯責任者に対してもこういう、その経緯、民法上から私は質問したわけ。したら、全部
が自己破産しているからと。（「ここで刑事裁判やっているわけで、……」の声あり）自己破
産しているから、これで終わりでないんです。こんな（聴取不能）ないです、1,600万円。皆で
出すんですか。そちらの皆さんが出すのならば黙っているよ。税金の中から出しませんか。も
ちろん、県が認めなかったら。

議長（吉田眞悦君） 先ほど、副町長が町の考えということで述べましたけれども、最後。（「最

後じゃない」の声あり)もう一回。副町長。

副町長(佐々木 守君) 刑事裁判をするかどうかは、今回の報告とは切り離して考えなくてはいけないと思っていますので、ここのD I Oジャパンに関しての、あるいはその役員に対してもそうなんですけれども、破産の申し立てがされて、東京地方裁判所でD I Oジャパンの、ここには書いていませんけれども、役員の人たちも自己破産が認められて、この事件に関してはもう終結になりましたということの御報告と、それからこれだけの、実際には一部支払ったものもありますけれども、厚生労働省の本当の意味での事業主体では、こういった不適正支出がありましたというのが公表されたわけでございます。金額的には不満があるというのも、やっぱりここが事業主体がそういうふうに認めたということになれば、そういったことで今後は手続に従って返還すべきものは返還すると。それで、なおかつ3つの自治体、気仙沼市、登米市と美里町とそれから県の、国に対してきちっとした今回のある意味では損害をこうむった自治体に対してのまた別に支援策のお願いをしたいということで考えておるわけでございます。

今後、刑事裁判がどうなるんだとかは、どなたが告発してどうなるか、今後の次第なので、橋本議員が言われる詐欺だとかなんとかというのは、どなたがいつの時点でお決めになるのか私はわかりませんが、今回については、そういうことで民事上の破産の事件が終結して、今後も私どもの町として、議会にお願いをしながら手続を進めるというだけの御報告でございます。(「今のこと、今の答弁、じゃあ行政側は……」の声あり)

議長(吉田眞悦君) まだあるんですか、橋本議員。

10番(橋本四郎君) D I Oジャパンにごまかされているとは思わないんですね。D I Oジャパンがああだから、D I Oジャパンにごまかさないと、私らは金出しますと、それでいいんですか。ごまかされているという気はないんですね。破産ということは、支払い能力がないから破産なんです。裁判でも。ただ、道義上の問題出てきたと。

(「破産の整理は裁判所がもう決定したものです」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 副町長。

副町長(佐々木 守君) 破産の整理は裁判所が決定したもので、橋本議員の個人的なことを聞いているわけじゃないんですよ。(「そういう意味じゃない。だまされたと思っているのかということを知っているんです」の声あり)だまされたかどうかは別に、そんなのは、だまされたかだまされないか、言う必要ないです、私は。(「いやいや、公金を出しながら、自分たちのやった中でだまされた部分はあるかもしれないということは、だまされていなかったけれども出したと、こういうルールで出したんだと、その方法があるでしょう」の声あり)そんな

こと言っていたら、私たちだけのことじゃなくなりますよ。（「えっ。正式に調べてしゃべっているんだけど」の声あり）何を言っているんですかね。（「今のことはどういうことなの」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 何ですか。

10番（橋本四郎君） D I O ジャパンが財産をさまざま買ったでしょう、あるいはリースした、それを子会社が受け取っていませんか。もし、子会社が受け取ったら、その財産は、D I O ジャパンがくれたかつかれないかは別にしても、受け取った子会社側はこちらに返す必要がありませんか。そういう財産ないですか。今やっている会社が。

議長（吉田眞悦君） 今やっている会社は、H I S は別だから。（「今やっている会社は何も関係ないですよ」の声あり）うん。（「いや、関係している。D I O ジャパンが財産の引継ぎをやったとすれば、……」の声あり）勘違いしているから、困るから、H I S ね。今やっているコールセンターとはちょっと別物だからね、これは。（「いや、別物だけれども、財産を引き継いでやったとすればどうするの」の声あり）副町長。

副町長（佐々木 守君） 今の会社の話は何も関係ない話ですよ。（「いや、関係ある。財産は引き継いだらどうです、じゃあ」の声あり）引継ぎませんよ。何もD I O ジャパンと関係ないことです。（「ちょっとそれをはっきり言って」の声あり）勘違いされていませんか。（「D I O ジャパンが購入したものを、次の会社のほうに、責任が……、受け取ったのは責任がないのか」の声あり）

議長（吉田眞悦君） H I S で受け取ったと……。企画財政課長。

企画財政課長（須田政好君） 全く受け取っているものはありません。（「ないと。財産はないというのね」の声あり）はい。（「最後に言う」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 最後ですよ。

10番（橋本四郎君） あんたね、人の発言を制限するなって。あんたが1,600万円払うんなら黙っている。俺のところは1,600、何らかはかかわってくるんだぞ。その分支払いしてくれよ。

議長（吉田眞悦君） 報告事項だね、はい。

10番（橋本四郎君） こういう高い金がかかって、県が認めなければ今度は町が町の財政で払う。県が払うにしてもどっちにしても、町民の税金が出ることは確実なの。これは1,600万円も支払うような結果出たのは議会にも責任がある。確認の仕方が悪かったから。もっとしっかりしていればいいのであって。ただ、こういうことは行政と議会側が同じ共同責任の立場に立ってやるなら、再びこういう問題を起こさないようにどうするべきかということをお勉強すると同

時に、しっかりした事後承認、事後の確認をしていくよりないですよ。その場合に、ある程度理解できないままで、町民に説明できないままでだよ、わかりましたと帰って、議員、それですぐに話せるのか。それができないから私言っているの。だから、1,600万円の問題は、これは簡単に聞きます、1,600万円の問題は、県知事のほうにこれは請求書を上げています。それは総務係でるけれども、何て書いていますか。町では大変な、今般の財政の経過の中で、その金を支払うことは大変ですから、何とか応援してくださいと。町が財政、大変だということ、これは最後のところに書いてありました。そういうことを認めながら、1,600万円を金を出すのに、もっと真剣に私は対処してほしいと思う。

今回、私はだから、せめて破産問題だったら破産管財人の関係だから、これはこれで終わりと。しかし、残ってくるのは、そういう不正なことをしたのに社会正義の上で黙っていることは正しくない。私は3つのまちでなくてもいい、1つの町でもいい、これは町、金かからないんだから。告発すること、告発することは金がかからないことだ。こっちが訴えて直接裁判を起せば、訴訟費はかかる。でも、検察を通じて告発するなら、こちらのほうは金がかからない。金がかからないで、社会正義を通すのなら、それをする気はありませんか、どうです。今のわかるでしょう。

議長（吉田眞悦君） 告発する。企画財政課長。

企画財政課長（須田政好君） まず、財政が苦しい状況は、3市町とも同じだと思います。これに向けて、このさまざまなそれぞれの補助金等の財源の補填について、真剣にやっていないような発言でございましたが、私どもはできる限りのことを尽くして一生懸命やっていますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、先ほど来、副町長が申し上げていますように、刑事告訴とはまた別な話でございますので、（「何と別ですか」「刑事告訴」の声あり）刑事告訴で訴えるのはまた別な問題でございますので、それとは切り離して考えたいと思います。（「違う、それを考えているのがあるかということです」「さっき言ったじゃないの」「社会正義のために何で」「このまま様子見るしかないっちゃ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。

企画財政課長（須田政好君） 今は、県と、それから国のほうにきちんとお願いして、この財源の補填のほうを、そのほうに一生懸命向かっていきたいというふうに考えています。（「後で出てくるからいいや」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ほかに。福田議員。

2番（福田淑子君） 不適正金の返還の金額なんですけれども、私たちがいただいた、去年の11月17日の、この合計は合っているんですけれども、その詳しい中身が、先ほど社会保険料の金額も変化しているし。あと、ここの中身です。1,613万1,495円の中身なんですけれども、たとえば、去年の11月17日の資料では、社外研修者の給料、通勤手当、旅費、それから給与控除額の社会保険料、それから事業主負担の社会保険料等、それから講師についての人件費、旅費、手数料というふうになってはいるんですけれども、この改めて金額が、若干社会保険についても違うので、その辺の内訳、きちっとしたものを教えていただきたいのですが。内訳。合計金額は合っているんだよ。

議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤淳一君） 今回、改めまして県のほうに実績という形で出して、今回厚生労働省のほうから発表された1,613万1,495円の内訳ということだと思いますので、内訳についてお話をしたいと思います。

まず初めに、人件費が賃金、社会保険料、労働保険料等で、賃金のほうで法人負担分を含めて654万8,478円。

2番（福田淑子君） それね、口で言われても書きとめるのが大変なので、ちゃんと資料としてよこされているから、このとおり書いて、内訳を出してほしいと思います。（「わかりました」の声あり）

それから、2ページの今後の対応の（1）番なんですけれども、県の指示に従い、県へ返還等の手続を行うとあります。それで、岩手県では自治体に負担を負わせないと、河北新報に去年の11月29日に載りました。それで、その返還するという理由です。返還しなければ何か問題があるのか。さらには、その返還については、3自治体とも同時にという考えでいるのか。いつごろになるのか、お願いします。

議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤淳一君） こういう結果になりまして、国のほうでは県のほうに返還を早急にさせたいというお話を出されておりますから、当然返還の手続を県のほうでとれば、それに基づいた期日までに返還をしなければ、遅延等の延滞金等の支払いも含めて再度請求が来るというように考えております。

それから、3市町、気仙沼、登米市、美里町合わせて、正式的な部分で足並みをそろえて、返還する場合は一緒にしたいというように考えておりますので、県のほうと調整しながら年度内の支払い及びというように考えておりますので、最終的に確定した段階で3月の部分での

補正等での予算計上を検討しております。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 期日までにというのは、いつ。

議長（吉田眞悦君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤淳一君） 県のほうから、正式的な調整をして期日を定められまして、返還をしてくださいということで来るとお思いますので、その辺の調整を県のほうとして、基本的には県のほうの基金のほうに返すというような扱いになりますので、その辺を県と調整したいと考えております。

議長（吉田眞悦君） まだ未定だということね。（「はい、未定でございます」の声あり）福田議員。

2番（福田淑子君） 先ほど言ったように、岩手県では自治体に負担を負わせないというふうな考えを明らかにしているんですけども、その辺をやっぱり県に対しても要望する中身でないと思うんです、この中身を見ると。とにかく払いますよと。ただ、払った後に御支援いただきたいみたいな感じの中身なので、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） これについては、県が、11の県がございますね。県全体としては11の県があるんですけども、18日に三浦副知事に要望会でお会いしたときに、11県で何とかそういうところも含めて、共同で国に要望したいという建前。ただ、そうでなければ、今後とも岩手、宮城、福島でしたでしょうかね。3県については足並みをそろえてということでしたので、その県の話が、どのような形にまとめて厚生労働省に要望を出すのか、ちょっとまだわかりませんので、私どもとしては、期日までにやっぱり基金に戻さざるを得ないだろうと。そういった中で、ただ、県が、岩手も果たして本当に11月に全部に大丈夫ですよと言ったのかどうかちょっと定かでないものですから、今回改めて県が要望する際にその辺も確認して、国に要望を出すのではないかなというようなところで。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 一回県に返還して、それで支援を必ず受けられるんだという約束はないですよ。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 必ず受けられるという保証はございません。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番(福田淑子君) では、その件について、この3自治体でどういう考えに立っているのか、その一致している部分というのか、その辺をお伺いしたいですね。

議長(吉田眞悦君) 副町長。

副町長(佐々木 守君) 必ずの保証はないんですけども、県としても、宮城県ですよ。宮城県としても、何かやっぱりそれだけのことがあるということで、検討中だということで、少しその様子といいますか、県の動きを見ながら、また3つの自治体で協議をして、次の行動に移らなければならない時期も来ると思いますが、県が具体的にどのような動きに、国への要望も含めて、あるいはその3つの自治体に対してどのような形で支援をしていただけるのかというのが、まだ要望して間もないことですので、もう少し、年度末まで時間がございしますので、少し様子を見たいというのが今の考えでございます。

議長(吉田眞悦君) 福田議員。

2番(福田淑子君) 最後まで諦めないで、粘り強く、ぜひ財政支援をしていただきたいと思います。

それから、社会保険料の未払いの問題なんですけれども、先ほど我妻議員が言ったように、抗議すべきものだと思うんですよ。これは厚労省がやっぱりきちっとその原因、何なのかという部分について、もう少しやっぱり詳しく調べるべき問題だと思うので、その辺のやっぱり町として、きちっと言っていただきたいと思います。厚労省の問題一番大きいと思いますね。いかがでしょうか。

議長(吉田眞悦君) 副町長。

副町長(佐々木 守君) 福田議員が言われたとおりでございまして、先ほど企画財政課長が、事前にリリースする前の変更というのは、自分たちも社会保険料の回収ができなかったということも実際は書いてありましたけれども、数時間か何日かわかりませんが、その間にそこがなくなっちゃったというのは、厚生労働省としての恥の部分だろうと。でも、それを私たちに押しつけられても非常に困るのでございますけれども、そういうふう一旦出てしまいましたので、私たちも非常に何というかしっくりこないところがありますけれども、それはそれとして、やっぱりこれからは言うべきことはちゃんと行っていかなければいけないということですが、一旦返還と言った以上、私たちがどうやってじゃあ具体的にできるのかなといったときに、なかなかそれは難しいだろうというふうに思いますので……。難しいですね。ここのところをどういうふうに、抗議をするのはいいんですけども、さんざん言ってきましたので、それでもなおかつ最終的には自分たちで(聴取不能)部分がありますので、どうですかね。ちょっと難

しいですかね。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） とにかく、諦めないで、町のお金なのでね。その点やっぱり最後まで取り組むというのが町の責任だと、議会としてもできる限りしていくべきものだと思います。

それから、先ほどの内訳はいつごろ。きょうじゅうですか。

議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。

企画財政課長（須田政好君） それでは、先ほどの1点目の11月17日に御報告申し上げました6回目のときの資料の総額を、今回厚生労働省が概要として、今回不適正な概要としてまとめた4点にそれぞれに分類した内容が今回の報告した内容でございますが、11月17日に御報告申し上げたうちの、議員さん、手元資料ございますか。

議長（吉田眞悦君） いや、だから。そいつ、全協をやっている時間内にできますか。その部分だけだから。（「つくれますか」「わかりました。今、作成します」の声あり）ほかの案件もあるから。

ほかに何かありますか。皆さんから確認しておきたいこと。山岸議員。

12番（山岸三男君） おおよその説明を今受けましたので、大体は理解しましたけれども、ただ少し、一、二点だけお尋ねしたいと思います。

本来、この事業は、厚生労働省が緊急雇用創出事業ということで、臨時特例交付金ということで各県に資金という形で交付をしたと。本来の目的は、地方創生。あくまでも地方の雇用を促進するために国がお金を出してということでの目的なんですよ。その件には、私が言っていることに間違いはありませんか。そうですね。（「震災さ、震災。地方創生はこのときはまだ……」の声あり）それに基づいて、各市町村が、D I Oジャパンというそれに絡んでいまず関連会社ができたと、そこで私たち議会もいろいろ説明を受けて、何回も何回も全協での説明を受けて、私たちもそれなりに納得してこの事業がずっと進んできた途中の中で、いろいろ岩手県から何から、あちこちでいろんな問題として上げられて、美里町は大丈夫なのかといったような状況になったんですけれども、その中で、今回の要望書。私は本来ならば厚生労働省がもう少し責任を持つべきじゃないかと思っています。何で県に要望なのか。国に直接出せないのか。それがまず一つです。

それから、……

議長（吉田眞悦君） 一つずつでいいですか。（「まず、お願いします」の声あり）何で国さ出さないで県なのやという、これ今回のやつ。あと、最初の地方創生じゃない、震災……。副

町長。

副町長（佐々木 守君） 緊急雇用創出事業は、地方創生ではなくて震災の復興・復旧という観点からですので、まずほかの自治体のことはよく存じ上げませんが、本町におきましては、まずD I Oジャパンで雇用されていた方々の給与については支払われましたから、未払いはないと。ただ、解雇予告手当の一部を支払っていないという事実はございますけれども、何とか給与は、おくれましたけれども未払いはなかったということで、その部分についてはお役に立てた分が多分あったんだろうと思います。

ただ、D I Oジャパンのずさんな経理のために、私どもも被害をこうむったということで、この平成25年度分の約1,613万円余りを国に返還をしなければいけなくなったということでございます。

それで、この事業はまず、国がお金を出して県にそれぞれの基金を造成してしまして、実質的には県が町、実施自治体に対してオーケーかそうでないかというのは出しているものですから、まず国にぼんと出しても、国はその実態を全部わかっているかどうかというのは、はっきり私も国と県の関係はよくわかりませんが、県が一番その状況を知っていますので、一番先には県にそういった要望を出すと。県はそれを受けて、国に対して事情を説明しながら、その被害といいますか、損害をこうむった自治体への支援策は今後どうなるかというような、国・県・市町村という縦割りの中ではございますけれども、そういった順序を一応踏むと。前には、厚生労働省にも、実際、直接、私どもとしては、他の自治体はわかりませんが、いろいろ国会議員の先生をお願いして要望した事態もでございます。ただ、一つの事業のシステムとしては、市町村・県・国というスタイルをとらなくちゃならない分がありますので、まずは県にそういったところで財政支援をお願いしたいということで、今回要望した次第でございます。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 先ほどから、美里町として1,600万円という金をまず、県の基金に返さなくちゃいけないという話なんですよね。返さなくちゃならないというのは、今までもう既に美里町はD I Oジャパンに支出して、1,600万円どころか、全部で美里町は4,104万3,217円の支出をして、実質損害をこうむっている。それで、さらに県に基金として一千万何ぼか返さなくちゃならないと。返すことによって、先ほど説明があったように、県から何らかのまた補助金があるのかなという、それも確実性はないと。そういう内容ですよね。だったらば、せっかくのこの要望書だって中身をもう少し、その私たちがもう既に出したやつをさらにまた基金とし

て戻せということは、ちょっと二重の美里町は負担がかかるわけですよ。（「二重じゃない」の声あり）そうではないんですか。（「違うよ。県からもらったやつ」の声あり）だって、立てかえているわけですよ。（「立てかえてないさ」の声あり）違いますか。（「説明。はい、説明」の声あり）全額交付されたわけじゃないですよ。その辺はどうですか。もう一回説明をお願いします。

議長（吉田眞悦君） またゼロスタートだな。企画財政課長。

企画財政課長（須田政好君） 25年度事業につきましては、1月から3月まで事業を実施しまして、実績報告書を提出して、5月にそれぞれ県のほうから実績確定額ということで確定し、5月末に町のほうに支払い、この金額を含めていただいております。このときいただいた中に、一部不適正がありましたので、それを返還するという形になります。（「ああ、そういうことなのね。わかりました」の声あり）

議長（吉田眞悦君） よろしいですか。（「あと1つ」の声あり）まだ、もう一回ですか。山岸議員、いいんですね。はい。

じゃあ、ほかに。よろしいですか。吉田二郎議員。

11番（吉田二郎君） D I O ジャパンが破産したときの負債額というか資産というのは、大体どのくらい持っていて、この19市町に全部配当が出なかったのか。ちょっとそこだけ。

議長（吉田眞悦君） 最終のやつ。（「何千何百万円だかあったとか、何百万円だか何千万円だか」の声あり）ただ、その資産だけだと。こまいやつはわかるのか。企画財政課長。

企画財政課長（須田政好君） 財産目録及び収支計算書というのが、資料として配付されました。その中で、収入、それから支出の部、それぞれ899万9,131円、差し引きゼロということで報告されてございます。

議長（吉田眞悦君） 吉田議員。

11番（吉田二郎君） それだけしかないので、全部、この19市町には戻されなかったということですね。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） これはですね、債権者に配当できる場合とできない場合の取り扱いがありまして、債権者に配当できないと認められるときは、全ての債権・債務について確定する必要はないというものなんだそうです。（「そういった決まりなのか」の声あり）配当できると認められるときにだけ、全ての債権・債務について確定する必要があるということなので、だから結局もうやっているし、配当できないと認められたので、全ての債権・債務について確

定する必要はないという法律の規定だそうでございます。今読み上げたのは、もう既に、この時点で債務超過とわかったので、財産の目録は今話し上げたとおりで、債権・債務がどれだけあったかというのはまた別、全部はわからないということですね。確定していないと。財産はこれだけだと。（「はい、よろしいです」の声あり）

議長（吉田眞悦君） いいですか。よろしいですね。

では、この件につきましては、以上というふうにさせていただきます。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は25分か、30分。11時30分といたします。

午前 11時 21分 休憩

午前 11時 29分 再開

議長（吉田眞悦君） それでは、再開いたします。

あらかじめ皆さんに申し上げておきたいと思います。ちょっと時間がかなりオーバーしていますので、挨拶でも言いましたけれども、午後から子ども議会が行われるということでございますので、ちょっと時間的にかなり厳しい状況でありますから、もし終わらないときは子ども議会終了後にもう一度お集まりいただいて、残った部分について行いたいというふうに思いますので、万事、その点については、職員もですけれども、皆さんも時間調整をお願いしたいというふうに思います。（「子ども議会が延長するかもしれない」の声あり）子ども議会も延長すか。

では、総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、3点目の協議事項の説明員を紹介させていただきます。初めに、下水道課長、佐々木信幸でございます。

下水道課長（佐々木信幸君） 佐々木です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、下水道課長補佐、花山智明でございます。

下水道課長補佐（花山智明君） 花山です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 続きまして、下水道課主査、田村太市でございます。

下水道課主査（田村太市君） 田村です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、企画財政課長、須田政好でございます。

企画財政課長（須田政好君） 須田です。引き続きよろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） では、3点目の下水道の基本構想（案）ということに移ります。それで

は、下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） それでは、美里町下水道基本構想（案）の概要について御説明申し上げます。

私たちが汚水を処理する方法として、現在、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽などがあります。そして、それぞれ所管するのが、国土交通省、農林水産省、環境省となっております。この3省が連携し、平成26年1月に策定されたのが、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルでございます。

このことによりまして、宮城県では、平成27年度中に県の基本構想を見直すことになっておりますが、それに伴いまして、県内市町村もこれまでの基本構想の見直しを求められているところでございます。

本町におきましては、本年度策定作業を行いまして、10月上旬に構想案を取りまとめ、10月16日からパブリックコメントにより公表をしております。意見の募集期間は10月23日から11月24日までとしておりますので、本日がパブリックコメントの意見募集の最終日となっております。現在、お1人の町民の方から4件の御意見をいただいているところでございます。

今後、内容の調整を行うことも考えられますので、本日はまだ確定したのではなく、あくまでも基本構想の案ということで御説明をさせていただきますので、御了承願います。

本日お配りした資料については3つございまして、1つ目はフラットファイルにとじたものでございますが、これは美里町下水道基本構想（案）説明書でありまして、現在パブリックコメントに出しているものと同じ内容となっております。

2つ目は、基本構想（案）説明書を要約した概要版であります。説明書の本体では内容が多いので、本日はこの概要版で御説明申し上げたいと思います。時折、ファイルにとじた図面のほうを御参照いただく場合があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3つ目は、下水道事業財政推計についてであります。これは、基本構想（案）に基づき、今後下水道の整備を進めるに当たりまして、裏づけとなる財政状況について推計したものでございます。

基本構想案については花山補佐から、財政推計については田村主査から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） それでは、私のほうから美里町下水道基本構想（案）説明書、この概要版に基づいて説明させていただきたいと思っております。

それでは、2ページ目、第1章総論ということで、今、課長も話しましたが、国のマニュアルの改訂がございまして、それに基づいて美里町下水道基本構想、21年9月に策定しておりますが、こちらを見直すこととなりました。

今回の国のマニュアルの改訂の中で主なポイントですが、中期、約10年程度の早期整備とともに、長期、約20年から30年程度での持続的汚水処理システム構築を目指すものとなっております。時間軸の観点を盛り込んだことが大きなポイントとなっております。

2点目、基本構想の策定手順ですが、こちらのほうも国のマニュアルに示された手順で行いました。

3点目、将来フレーム想定年次ですが、国のマニュアルでは将来フレームの想定年次について、おおむね20年から30年の範囲で設定することとしております。また、宮城県の都道府県構想策定方針では、20年後の平成47年度末としております。本構想の将来フレームの想定年次は、国のマニュアル及び宮城県の都道府県構想策定方針に従い、平成47年度、2035年度としております。

第2章、基礎調査でございます。こちらは、構想に用いるフレーム値等の予測をしております。

1点目が、将来行政人口になります。将来行政人口ですが、現在策定中の総合計画の中に美里町人口ビジョンがあります。こちらの人口ビジョンなんですけど、平成22年度の国勢調査値の人口を用いて算出しております。27年度の推計値と27年6月時点の住民基本台帳人口と約1,000人程度の開きがあるため、基本構想ではこちらの人口ビジョンの考え方を踏襲し、6月30日現在の基本台帳値をもとに推計をしております。その結果が、47年度時の人口推計値を2万1,000人としております。将来人口の地域別人口の比率の推計も行い、小牛田地域を1万6,800人、南郷地域を4,200人と推計しております。

次のページ、3ページをお開きください。

次に、将来家屋数の推計を行っております。こちら47年度の1世帯当たり人員を小牛田地域1戸当たり2.471人、南郷地域1戸当たり2.406人とし、先ほど推計しました小牛田地域及び南郷地域の人口で割って、将来戸数を小牛田地域6,799戸、南郷地域1,746戸としております。

汚水量原単位につきましては、上水道の使用実績(10年)の実績値より、1日当たり1人185リットルとしております。

次に、第3章検討単位区域の設定ということで、既整備区域等の把握を行います。こちらは、基本構想の本編、フラットファイルにとじてある後ろのほうに検討図というA3の図面がつい

ていると思うんですけども、そちらの検討図1のほうを開いていただきたいと思います。(「後半の一番最初のやつ。検討図の一番最初のやつ」の声あり)

既整備区域で、こちらはまず、農集排に関しては、現在整備済みの8地区、中埤処理区、荻埤処理区、平針処理区、南郷第1処理区、第2、第3、第4、あと敷玉処理区の8地区が整備済み。

あと、公共下水道の区域に関しましては、平成21年9月に策定した前回の基本構想時点の都市計画決定区域範囲としております。図面の赤く塗り潰された区域を公共下水道の区域としております。これは、前回、下水道基本構想で新たに追加しました北浦地区の再検討ができるように既整備区域を設定しております。

次、4ページになります。

経済比較における条件、数値及び費用関数の設定となります。

費用に関しては、実情を反映した構想とするために可能な限り実績値を用い、適当な実績値が把握できないものに関しては、国のマニュアルの費用関数を使用しております。

実績を反映させた費用としまして、1点目が公共下水道の流域下水道建設費及び流域下水道維持管理費になります。申しわけありません。ここで一部訂正がありますが、今話したところで、お渡ししている資料で、「流域下水道建設費」ではなく、「実績費」となっております。これは「建設費」の誤りです。訂正をお願いいたします。

次に、管渠建設費。管渠建設費に関しては、公共下水道の管渠工事の過去10カ年の実績値の平均値を求めています。(「今、概要版の4ページです」の声あり)

次に、管渠の維持管理費については、本町の公共下水道における維持管理費の過去9年間の実績値の平均値を用いております。申しわけありません。こちらのほうも、資料のほうに「管渠工事費」となっておりますが、これは「管渠維持管理費」の誤りです。こちらのほうも訂正をお願いします。

浄化槽の費用に関しては、国のマニュアルの費用関数をもとに町内の人槽別設置比率から加重平均した数値を用いております。耐用年数に関しては、町独自で設定することが困難なため、国のマニュアルに示された算定例の数値を用いております。

次に、周辺家屋の取り込み等による既整備区域等の設定を行います。

こちらは、図面の検討図の2のほうを開いていただきたいと思います。

既整備区域等を核として、家屋間限界距離を算定し、経済性を基本にしつつ、整備時期や地域の実情を踏まえ、未整備の周辺家屋の取り込みの検討を行いました。図面のほうに、ちょっ

とA3で小さい図面で大変恐縮なんですけれども、ピンクのエリアの外のほうに小01から小08まで数字が振ってあるところがあると思うんですけれども、これが既整備区域の隣接している地区、これを下水の区域に取り組む検討を行うということになります。

ここで、家屋間限界距離という言葉が出てきておりますが、これについて説明をさせていただきたいと思います。申しわけありません、本編の31ページを開いていただきたいと思います。

31ページの中段付近に、既整備区域等を核とした家屋間限界距離はというところがあると思うんですけれども、ここに家屋間限界距離の説明を書いております。下の図とあわせて見ていただきたいと思いますが、周辺家屋Xを既整備区域等Aに接続した場合の処理場AプラスXの建設費及び維持管理費と周辺家屋Xまでの接続管渠の建設費及び維持管理費を合計したものを左辺とし、既整備区域等のみの処理場Aの建設費及び維持管理費と周辺家屋Xに浄化槽を設置した場合の設置費と維持管理費を算定したものを右辺とし、比較検討します。

下の図を見ていただきたいんですけれども、こちらのAとXを管渠でつないだ場合と、AとXのほうは管渠でつながらず浄化槽を設置した場合、この費用がイコールになるような接続区間の費用を求めて、それから割り戻して家屋間限界距離としております。この場合が、60メートルということになっております。

概要版に戻りまして、4ページの3の2になりますが、既整備区域等以外の検討単位区域の設定。こちらは、公共下水道、農業集落排水、小規模処理排水について、事業別に家屋間限界距離を算定し、それぞれの事業の採択基準等をもとに、検討単位区域の囲い込みを行います。

こちらのほうが、検討図4になります。

検討図4の青く囲われている部分、北浦でいきますと、北浦01から北浦17という、いわゆる17地区の検討単位の区域が発生しております。ほかにも青生、下小牛田、不動堂、南郷等、同じように検討範囲区域の設定を行っております。

次に、概要版の5ページのほうを開いていただきたいと思います。

処理区域の設定ということで、4の1番ということで、経済性をもとにした集合処理・個別処理の比較を行います。先ほど設定しました検討単位区域について、集合処理が有利となるか、個別処理が有利となるかについて、経済性をもとにして比較を行いました。こちらのほうが検討図5になります。

こちらのほうの比較の方法なんですけれども、先ほど家屋間限界距離でお話ししましたが、この検討区域を集合処理、処理場をつくったり管渠を整備したりする費用と、全戸浄化槽を入れた場合の費用を比べまして、費用の安いほうが有利ということになります。その結果が検討

図5になりまして、青く囲まれた区域が、これは浄化槽が有利という判定になった区域になります。

次に、集合処理と個別処理区域の接続検討を行います。

検討図5に示しました集合処理が有利と判定された区域に、個別処理が有利と判定された区域を接続する場合の検討を行いました。これが検討図6になります。

北浦地域の青い部分がほぼ全て赤になっていると思うんですけども、こちらは近くの処理区に浄化槽の処理区を接続したほうが有利という結果になったということになります。

次に、既整備区域等に、さきに言いました個別処理が有利と判定された区域を接続する場合の検討を行います。既整備区域にそのほかの浄化処理区域の接続検討を行います。こちらのほうが検討図7になります。こちらのほうは、比較的既整備区域から離れたエリアになりますので、浄化槽区域が有利という判定になっております。

次に、集合処理区域同士の接続検討を行います。これは、検討図7までにつくりました集合処理区同士の接続の検討を行っております。こちらのほうが検討図8になります。検討図8ですと、北浦地域なんですけど、かなりこまごまとした区域が多く、陸羽東線を境に北浦AとB、大きく2つの区域となっております。青生についても2つの区域となっております。

最後に、既整備区域等と集合処理区域の接続検討を行います。こちらの検討図8の区域を既整備区域、現在の下水道の処理区域に接続検討を行います。こちらのほうが検討図9になります。この結果は、全ての集合処理区、下小牛田以外の処理区に関しては、公共下水道の区域に接続したほうが有利という結果となりました。

次、6ページ、第5章整備運営管理手法の選定になります。こちらのほうは、図面ではもう1ページ開いていただきまして、下水道基本構想図という図面を開いていただきたいと思っております。

整備する手法としましては、赤く囲った部分に関しましては、小牛田処理分区ということで流域下水道で整備をしていくエリアとしております。

次に、下小牛田処理区、こちらのほうは規模が1,000人以下である、そして主に農業集落であるということから、農業集落排水事業で整備していくエリアとしております。

ほかの農業集落排水の整備完了区域につきましては、継続して適切な維持管理を行ってまいります。

次に、事業間連携の検討なんですけど、将来的には、隣接する農業集落排水処理区同士や公共下水道と農業集落排水処理施設の連携等の検討が必要になってくるものと考えております。

次に、第6章の整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定になります。

こちらは、事業実施優先度の検討を行っております。図面のほうなんですけど、さらに1ページ開いていただいて、10年の概成区域図というものがあると思います。今後、まず10年間で整備を行う箇所について示している図面になります。それで、南郷地域については、農業集落排水区域の整備が完了しておりますので、主に小牛田地域になりますので、さらに1ページめくっていただきますと、この概成図の小牛田地域のアップになった図面があるかと思っております。こちらをごらんください。

汚水処理施設整備事業の実施の優先度、地域特性、整備の効率性から、次の4点の方針としました。

まず、1点目なんですけど、計画区域内の公共下水道区域は、10年体制を目標とします。図面のほうでいいますと、赤い囲いをされている部分が公共下水道のエリアになります。そのうちピンクに塗られている部分が今年度末までに供用開始を予定するエリアになります。それで、赤くハッチングされている部分が、今後10年間で整備を目指す区域となります。

2点目としましては、都市計画区域外の公共下水道区域は長期的な整備を目標とします。こちらの図面で、江合川の中心にオレンジの1点鎖線があるかと思うんですけども、この1点鎖線で囲まれている区域が本町の都市計画区域になるんですけども、この都市計画区域の外、松ヶ崎区域に関しては、長期的な整備を目標とするエリアになります。そのほか都市計画区域の中でも赤くくくられたエリアで白く塗られている部分、これは長期的な整備区域になるんですけども、こちらに関しては主に清水谷地内や峯山の山林、もしくは農林学校の実習田等、比較的大きな農地に関して区域から外れているような形になっております。

3点目としましては、コミュニティ・プラント区域は、10年後以降に公共下水道への接続を検討します。図面の黄色く囲った部分が現在のコミュニティ・プラントの区域になります。こちらに関しては、10年の概成後に公共下水道に接続を行うような方向で検討しております。

4点目としましては、新規の農業集落排水区域は長期的な整備を目標といたします。下小牛田の農業集落排水事業の整備に関しては、長期的な整備を目標といたします。

概要版7ページになりますけれども、概算事業費ですが、10年概成区域に関しまして、環境整備費とマンホールポンプの建設費を合計しまして約53億円になります。あと、長期整備区域に関しては、こちらは松ヶ崎分になりますけれども、約7億円になります。こちらの合計が約60億円となります。下小牛田地域に関しましては、建設費等合計しまして約6億6,000万円の整備費となっております。

実施可能な事業量の検討ということで、10年概成で約53億円ですので、10年で概成するには年間約5億円程度の予算が必要となりますが、こちらのほうは国の交付金や地方債、受益者負担等で財源の確保はできると想定しております。

そのほか都市計画区域以外の公共下水道区域及び新規の農業集落排水区域に関しては、当面浄化槽の補助事業の対象区域になりますので、浄化槽設置で対応してまいりたいと思っております。

なお、今回集合処理から外れた区域に関しましては、浄化槽の設置補助事業の対象となっておりますので、広報等で働きをかけ、浄化槽設置を促進してまいります。

8ページになりますけれども、整備計画の取りまとめということで、今後10年の概成に関しては、施設整備、公共下水道に関しては来年、平成28年度を1年目として、10年後の平成37年度までに未整備区域の整備を行います。浄化槽に関しても、浄化槽の設置事業を継続的に続けてまいります。実行メニューとしまして、公共下水道に関しては、時間短縮法、現在も行ってありますけれども、浅い埋設深とか、小型マンホールの設置などでコストを削減しながら、早期の整備を実施してまいります。浄化槽に関しては、今までどおり、広報等により補助制度などを住民へ周知してまいります。

次に、長期的な整備・運営管理についてですけれども、課題が3点ありまして、都市計画区域外の公共下水道区域の整備が残っている点。2点目としましては、農業集落排施設の老朽化により、改築・更新が見込まれている点。課題の3点目としましては、コミュニティ・プラント施設の老朽化が見込まれる点となっております。こちらの実行メニューとしましては、公共下水道に関しては未整備区域の整備、これは平成38年度以降47年度までに完了するように整備を進めてまいります。コミュニティ・プラントに関しては、平成38年度以降、公共下水道への統合を目指していきます。農業集落排水に関しては、施設の改築・更新等を実施してまいります。

第7章になりますけれども、汚泥処理の基本方針・計画なんですが、流域下水道に関しては、鳴瀬川流域下水道の鹿島台浄化センターで発生した汚泥に関しては大部分が焼却処分されております。こちらのほうも継続してまいります。

農業集落排水の汚泥処理に関しましては、大崎広域の処理場に現在搬入しておりますが、こちらのほうも継続して処理をしてまいります。

以上、足早でしたけれども、説明書の説明になります。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、私のほうから、下水道事業財政推計について御説明させていただきたいと思います。座って御説明いたします。失礼します。

それでは、要点のみ、御説明させていただきたいと思います。

資料の4枚目、A3の表のほうをお願いいたします。

ローマ数字 番、前提条件の2番目の計画区域ごとの人口推計についてです。各……

議長（吉田眞悦君） ちょっと待って。今説明しているのは、美里町下水道基本構想（案）の概要について、下水道事業財政推計についてというやつの中に入っているからね。

下水道課主査（田村太市君） それでは、4枚目のA3の表になります。

ローマ数字 、前提条件の2番の計画区域ごとの人口推計についてでございます。各区域の平成26年度末の住民基本台帳人口を基礎といたしまして、美里町人口ビジョンの推計方法で推計いたしました。

3番目の処理区域ごとの人口推計についてでございます。公共下水道の整備に伴い拡大します処理区域の人口を推計いたしました。推計に当たりましては、松ヶ崎地区の整備を平成38年度から平成42年度、コミュニティ・プラントの公共下水道への統合を平成38年度から平成41年度として推計いたしました。そのため、平成41年度末のコミュニティ・プラント処理人口がゼロとなっております。

4番目、水洗便所設置済み人口についてでございます。こちらの人口につきましては、供用開始区域ごと、例えば公共下水道事業の平成6年度供用開始区域、平成7年度供用開始区域といったふうに、各年度の供用開始区域ごとの今までの実績をもとに、本町の平均的な水洗化率の増加曲線を算定し、水洗便所設置済み人口を推計いたしました。

次のページをお願いいたします。

ローマ数字 の損益計算書になります。

損益計算書は、消費税抜きとなっております。また、公共下水道事業、農業集落排水事業の合計額となっております。表中、固定資産売却収入などを計上する特別利益、災害による損失等を計上する特別損失などについては、見込んでおりません。

1番目、営業収益についてです。営業収益は、本業による収益を計上いたします。汚水分としての下水道使用料と、雨水分としての一般会計負担金、その他の営業収益となります。その他の営業収益については、大崎市からの荻塚・平針処理場の維持管理負担金を見込んでおります。

2の営業費用についてです。営業費用は、本業による費用を計上いたします。各施設の維持

管理の経費のほか、水質規制、普及促進の事業費、業務費、総係費等の事務費を計上しております。普及促進費については、現在制度設計中ではありますが、下水道への接続補助金を計上しております。業務費は、下水道使用料、受益者負担金の賦課徴収業務の事務費を計上しております。公営企業会計に来年度から移行いたしますが、移行いたしますと新たに減価償却費の科目が計上されます。

営業収益から営業費用を引いた営業損益については、大きな赤字となっております。これは、国が策定する地方財政計画で担保されている、いわゆる繰り出し基準に基づく繰出金の大半が営業外収益の一般会計補助金として整備されているもので、下水道事業特有の財政構造となっております。

3、営業外収益についてです。営業外収益は、本業以外の要因による収益を計上いたします。先ほど御説明いたしました一般会計補助金のほか、長期前受け金戻入、雑収益を計上しております。長期前受け金戻入は、過去の建設工事の財源となった国庫補助金等を減価償却費と同じ概念で収益化したものです。雑収益は、主に消費税の還付金を計上しております。

4、営業外費用についてです。営業外費用は、本業以外の要因による費用を計上いたします。事業債支払い利息のほか、雑支出を計上しております。雑支出は、主に消費税の納税分を計上しております。

営業損益に営業外収益を加え営業外費用を引いた経常損益は、当面の間若干の黒字、平成41年度からは若干の赤字と見込んでおります。

ローマ数字 番目、一般会計繰入金です。一般会計繰入金を種類ごとに整理いたしました。

3条収入のうち、農集排や繰り出し基準外の補助金を計上しております。これは、現在でも予算化しております経営支援のための補助金になります。

4条収入のうち、公共、農集ともに基準外の出資金を計上しております。これは、平成38年度ころから資金不足が見込まれておりますので、それを回避するための資金として計上しております。

次のページになります。

ローマ数字 番目、現金残高及び企業債残高です。本来であれば、貸借対照表でお示すべき案件ですけれども、貸借対照表の整備作業中ございまして、まだお示しすることができませんので、推計可能な現金残高及び企業債残高を計上いたしました。

現金については、出資金計上後の金額になります。企業債の償還金の財源として、資本金平準化債の発行により当面は現金の確保が可能なんですけれども、資本金平準化債の発行可能額

が徐々に減少するため、それに伴って資金が減少していく見込みになります。

企業債現在高については、5の建設改良事業の財源として起債を発行いたしますので、平成37年度がピークになっております。なお、元利償還金のピークは、平成34年度を見込んでおります。

ローマ数字 番目の建設改良事業です。

公共下水道については、基本構想で予定されている新設事業のほか、マンホールポンプ場の機器更新、雨水排水施設の機器更新を計上しております。松ヶ崎地区の整備、コミュニティ・プラントの統合については、平成38年度から平成42年度までで計上しております。農業集落排水については、各処理場の機器更新のほか、南郷地域の雨水排水施設整備を計上しております。

簡単ではございますが、財政推計については以上でございます。

議長（吉田眞悦君） この件については、説明は以上で終わりですね。

では、暫時休憩をして、質問等については子ども議会終了後ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それで、4番目はまだだから。今、3番目だからさ。

ちょっと今、午後から始まる子ども議会、皆さんに一部、前に渡していたやつとの変更が出ている部分がありますので、それだけ今お渡ししますので、目通しをしていてください。

午後0時08分 休憩

午後3時20分 再開

議長（吉田眞悦君） それでは、午前に引き続きまして再開いたします。子ども議会、大変御苦労さまでございました。

櫻井功紀議員がちょっとおくれるという連絡が入っております。

それでは、本日の全員協議会の協議事項の3番目、美里町下水道基本構想（案）ということで、説明は以上でいいですね。

では、説明は以上ということでございますので、皆様からそれぞれお聞きしたいことについて伺いたいと思います。何かこの基本構想（案）について確認しておきたいということがありましたら。橋本議員。橋本議員、一つずつでいいですか。一つずつね。

10番（橋本四郎君） この説明をするときに、概要版に基づいてと言ったようなんですけども、概要版というのはあらましということなんです。だから、基本構想の試案は出ています、もらったやつ。これはもらったやつがありますけれども、この基本構想案というのはまだ決まっていないんですね。（「はい」の声あり）決まっていないですね。具体的に、今パブリック

コメントをとったと。パブリックコメントをとると、当然その条例に基づいて、パブリックコメントで出された意見というものをこの中にどう生かしたか、あるいは生かせなかったか。そういうことが整備されるのはいつですか。

議長（吉田眞悦君） これからだから、はい。（「整理していつごろ出せるかということ」「これから、内容を見て、最終的にいつ決めるかだけでいいと思う。タイムスケジュール」の声あり）きょうのやつは入っていないんだから。（「入っていないのか」の声あり）うん。（「いつまでに決めるのか。年末か」「いや、今月中……」の声あり）

10番（橋本四郎君） 何で議長、言わせないのか。何でそういう質問をするかということ、新たに成案ができた場合に、答えができた場合に、もう一度議員に要するにこういうふうになりましたという説明の機会をとられるなら、きょう私は少ない質問でいいので。そうでなかったら、ちょっと複雑な質問でいく。

議長（吉田眞悦君） 何で、そのパブリックコメントを今募集中だもの。それに伴って、今後の対応。（「きょうまででしょう」「はい」「じゃあ、今後のスケジュールを」の声あり）下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） パブリックコメント自体は本日が最終日ということで、きょうで締め切ることになります。その内容を精査しまして、それを反映させるかどうかも含めて、これから検討します。

それで、その内容の反映の度合いにもよりますけれども、県のほうには報告がもう既に11月中ぐらいにということで報告が求められておりますので、できましたらば今月中ぐらいに整理をして、県に報告したいというふうには思っております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） パブリックコメント、条例を読んでください。町民から出された要望・意見というものをこの計画案にどう入れたかということを含めて、さらに説明をして、それが一つの案になると。違いますか。（「回答するだけ」の声あり）回答すればいいという問題ではないと思う。そうすると、今試案の試案を今我々はやっているのであって、試案の試案をやっている、あとこれで終わりで国に報告されますじゃ困る。こいつは時間をかけて質問をします。いいですか。

議長（吉田眞悦君） パブリックコメントのその条例案に沿ってのということ。（「生かすんじゃないんだけど……」の声あり）生かすかどうかかわからないけれどもさ。（「パブリックコメントのこと語っているだけだから。じゃあ、俺言うから」の声あり）副町長。

副町長(佐々木 守君) パブリックコメントをいただいたときに、意見をいただいたときに、その考え方に対して個別には回答していませんけれども、こういう御意見に対してはこのとおりいたしますというのをコメントするわけです、町としては。その際に、この構想の内容についてはここを見直しますよと、これはこのままいきますよというのを、意見の提出者に対してホームページなどを通じて言うわけですから、その段階で町としては意思表示はします。

ただ、全ての要望がそのとおりになるかどうかというのは、なりませんので、この構想全体の整合性と御指摘をいただいたのが的を外れていないのかも確認をして、精査をして、御回答申し上げて、その線でこの構想案を町としてまとめ上げていくということになります。以上でございます。

議長(吉田眞悦君) 橋本議員。

10番(橋本四郎君) パブリックコメント条例第7条に何と書いてありますか。第7条の2を1行目のあとの2行目。提出された意見等に対する対応、その採用の有無、その理由及び政策の案を修正したときは、修正内容を公表しなければならないと。(「そうでしょう」の声あり)それを公表してそれで終わりですか。(「終わりです」の声あり)そうすると、前の意見とどこが違うか、改めて議会のほうにも説明する必要があるんじゃないですか。それは、この11月にもう一回出てくる……(「それは成案になった段階では、成案になったときにはもう一回…」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 副町長。

副町長(佐々木 守君) それについては、だから公表はしますよね。どこを修正したか、こうしますと。あとは議会にも成案になった状態、つまり県に報告したものを再度議会にも御報告は申し上げるという段取りです。

10番(橋本四郎君) そうすると、わかりました。そして、次の段階になったというのは、何であろうともこれで意見が出たものは町で、行政側が整理して、それで県に報告するというんだから、出すんだから。じゃあ、質問があります。いいですか。1つ聞きます。

議長(吉田眞悦君) 橋本議員。

10番(橋本四郎君) 資料を見てください。資料の、(「何の資料」の声あり)資料、後から出した資料。管渠の平均単価、作業の平均単価が載っていますよね。何ページでしたか。

議長(吉田眞悦君) 構想案の何ページですか。

10番(橋本四郎君) 何ページと、それをやるから時間がかかるということ。資料の中に……、

議長(吉田眞悦君) あれですか、……

10番（橋本四郎君） 14年から26年までの管渠の経費。これのメートル当たりの単価。この際に何で推進式の額を入れなかったんですか。掘削方式だと、推進式の2.5分の1か3分の1で済むんです。軽い金額だけを載せて、高い金額を載せなかったというのはなぜですか。それで安い金額にしている。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、この説明書の26ページ。冊子のほうの26ページに、推進方式のやつも管渠建設費という10カ年の平均値を用いてということでは、ここには載せていますよ。（「表見てください、表の出したやつ」の声あり）橋本議員が指摘したのは、どの表ですか。

10番（橋本四郎君） 最初の関連資料第5。（「何ページですか」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 何ページなんですか。

10番（橋本四郎君） 第3章の関連資料の5ですよ。

議長（吉田眞悦君） 第3章の関連資料の5。（「資料編のほう」の声あり）資料編だね。

10番（橋本四郎君） うん。その中に、1メートル平均7万6,000円となっている。これは7万6,000円になるのは上のほうに何と書いてありますか。開削工法だけと書いています。そうすると推進方式が入っていない。推進方式……（「次のページにあります。推進工法のこと」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 次のページね、橋本議員。第3章関連資料6の上のほうに推進工法でやった部分のやつがここに載っている。

10番（橋本四郎君） それで、これを含めて何で平均値を出さなかったんですか。後の資料です。（「出してあるじゃん」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 平均値……。

10番（橋本四郎君） それを含めて算定した中に1メートル当たりの開削7万6,000円。（「管渠……」「開削工法の……」「どうやって計算したか」「7万6,000円……」「推進工法と開削……」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 平均したやつで、出ているやつ。（「管渠はどうやって出したかだから」の声あり）だから……。（「流域下水道……」「下水道における過去10年の実績を使ったんだと……」「議長、よろしいですか」の声あり）花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） 管渠に関しては、開削工法と推進工法の平均値を出しまして、その将来整備の延長を今までの実績で求めた比率で、開削工法と推進工法を掛けて総事業費という形で出してあります。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 排水管の埋設というのは、推進もあるし、掘削もあると。両方のかかった経費をしているものがそこに。そうでなかったら、北浦地区とか青生地区、ここにはどのくらいの距離が埋設でいいのか、掘削でいいのか、あるいは推進法をとらなくちゃいかと、調べなくちゃいけません。私は推進方式をとるところはこういうところ、道路が狭い場所、交通量がひどいところ、そこもあるでしょう。掘っていく仕事ができないんです、車が邪魔になるから。そういう箇所があったら、……（「28年度の管渠というのは、推進のやつが何メートルとか、開削が何メートル」「今までの実績に応じて、とにかく積算しているんだべ」「はい、ちょっとよろしいですか」の声あり）

議長（吉田眞悦君） どうぞ。

下水道課課長補佐（花山智明君） これの過去10年の実績から、その工法別に開削と推進のその延長を比率で出しますと、開削が85%程度、あと推進が15%程度になりますので、それに先ほどの単価を掛けて事業費を算出しております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） それはね、埋設じゃなく推進方式だと約5億8,000万円です、今までだったら。それから、埋めていったのは、掘っていったのは10億円です。合わせて15億円から16億円なんです。そうすると、7万2,000円、平均値が埋設方法は、掘削方法は7万6,000円という数字を使っていませんか。7万6,000円という金額。それを基準にしてこの資料をつくっていませんか。

議長（吉田眞悦君） 花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） 7万6,000円という金額に関しては、当然使用しております。

議長（吉田眞悦君） どうぞ。

10番（橋本四郎君） そうしたら、平均値をとるか、実際に応じてやるかでしょう。だから北浦地区、青生のほうが、全部掘って埋めるだけの方式だったらその7万6,000円でもいいんでしょう。推進方式をとるところはありませんか。（「推進方式も加味しております」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） 先ほど説明したとおり、比率として大体85%と15%。それで、これからやる部分に関しては、当然詳細の設計をしていないので、その率で勘案しているということになります。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 80、20に間違いがあるんです。私、さっき言ったでしょう。推進方式を

やっているのでも5億何ぼ。掘っていくので10万。10対5なんです。何で10対2になるんですか。

議長（吉田眞悦君） 花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） それは、今まで過去10年間の実績で、施工した延長のうちで約15%が推進工法で施工しているので、今後行う部分もおおむねそのくらいであろうということで推計しております。

10番（橋本四郎君） この推計値は、あなた、資料の3章の5と6を見てわかるでしょう、これ。前段のほうは掘っていくほうで10億かかったと、10年間で。10年じゃない、平成17年から26年までで。こっちのほうは、17年から26年までで5億円かかっているんですよ、5億6,000万。それはどういう条件でもってこういうものはなくなりますよという説明が必要でしょう。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、今橋本議員が言っていたのは、平成17年から26年まで、開削工法だと工事費としては10億3,500万円ですよ。ただ、その工事した延長は13.6キロメートルばかりやっているんですよ。その開削で。そして、次の推進工法では工事費としては確かに約5億6,000万円かかっていますと。ただ、推進工法で工事した延長については2,486メートルですと。メーター数はそうですよね。だから、当然この推進方式だと1メートル当たりの単価が開削方式の何倍かになるということで、結局、だから今花山補佐が言っていたのは、15%というのは延長の長さで追うとそうですよと。15%は今までの工事したやつは推進工法ですと。あと、85%は開削でやっていますよということをお話しているんです。

10番（橋本四郎君） それでよくよくわからないんです。これを読んだ人が、じゃあこれからそういうふうには20%、率で4対2になる。数字、8対2かな。8対2になる数字は、どういう条件で8対2をその予算でいるのかというのを説明しなくちゃいけませんよ。そういうことをしないから質問したでしょう。

議長（吉田眞悦君） 何か要するに、今後残っている分の実施設計というのはまだできていない。だからこいつはわからないんだから、じゃあ10年間をもとにしてのだから。（「そんなふうになりました」の声あり）そこのところ、もう一回わかりやすく説明いただけますか。（「延長のともですか」の声あり）まあ、何回もだけれども。下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 管渠の工事費の算出の仕方につきましては、今お話が出ておりますとおり、開削工法と推進工法の2種類がございます。それで、開削工法のほうは7万6,000円という金額を使い、推進工法については22万5,000円という金額で計算をしております。

ただ、それを今後の工事費に当てはめる場合、詳細な設計をしているわけではございません

ので、これまでの過去の実績に基づきまして、両方の数字を加味して推計をしているということです。

それで、どのようにそれを加味するかというのは、金額の割合ではなく、これから工事する下水道管渠の総延長のうち、先ほど申し上げた85%はおおむね開削、15%は推進工法になるだろうというこれまでの実績を基本にしてそういう見込みを立てて、それぞれの工事費を合わせて加味して推計をしたというところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 予算書、載せてあるんですね。何年度はどのぐらいの収入になるか、それから何年度はどれぐらいの公債を発行すると。町からの繰出金はこれだけを見ていると。そうしてあって、予算までできているなら、どこをどうした場合にはこういうふうになるんだという説明が必要ではありませんか。それはこの中で説明を書いていますか。

議長（吉田眞悦君） 下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 財政推計をする部分で、10年概成の部分なんですけれども、御説明の中でも触れたと思いますけれども、今後10年間でおおむね53億円が管渠の工事費にかかりますという推計を立てております。

それで、どの年度にどの部分という細かい区分け、設計まではできておりませんので、その10年間でその53億円を案分しまして、1年間でおおむね5億円程度は管渠の建設費にかかるだろうという推計で財政推計を立てております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 北浦地区は、北浦地区しか調べられなかった。どう調べても、これは面倒くさいというか、数字を整理するためには、1週間かかって北浦地区だけ調べたの。北浦地区の1から17までの区間というのは2,334人の人が定住人口であると。この人口に間違いありませんか。定住人口、2,334人。では、定住人口に該当しない、要するに（聴取不能）関係しない、該当しない人数は何人ですか。これは（聴取不能）になるから（聴取不能）これ。私の限界の（聴取不能）で出している（聴取不能）ね。調べようがないんですよ。現在の町民数がなんで違うかわかりますか。

議長（吉田眞悦君） 北浦の1から17。

10番（橋本四郎君） 1から17までの定住人口は何人というのは、どうやって計算していますか。（「整備しているもの、決めたらそこを。毎年、5億3,000万円ずつ工事していただけた、単純に。減ろうが減るまいが」の声あり）

議長（吉田眞悦君） これ、橋本議員が言っているのは、判定表2の1のやつをもとに言っているのかな。その定住人口というのが北浦1から……

10番（橋本四郎君） 定住とあるでしょう。各北浦地区の1から17の人口。それを聞いていたんです、今。

議長（吉田眞悦君） 16までしか載っていません。

10番（橋本四郎君） 1から17まで、ばらばらになっている。3、4だけがばらばらになっているから、それをあとの資料から拾って、それを加えていくと。

議長（吉田眞悦君） どこを見て言っているのかな。こいつじゃないのかな。（「こいつだ、こいつ。3がないから」の声あり）うん。（「3がないから」の声あり）いや、17もないのさ。3と10と17が抜けているのか。（「あとのほうに載っているから」の声あり）2の3に……、ああそうか。（「集合処理とかなんとかと抜けるところがあるからそうなるんだべ」の声あり）うん、そうそう。（「こっちが抜けて、別のほうに」「北3というのは個別処理になっているっちゃ」「うん」「個別処理の区域になっている」の声あり）北浦3と北浦17か。（「17も個別処理」の声あり）個別処理区域だ。わかりますか。それは何人だかという話になっています。（「判定表の2の（3）だべ」「何を聞きたいの。俺が調べた人口と違うと」の声あり）人口と違うということじゃないですかね。それだけさ。（「人口が違うというのか」「それだけ」の声あり）うん。

10番（橋本四郎君） 違うって、当たり前と言うけどどこなのかと、それだけ。（「上の青いの」の声あり）議長、あなた、ここの美里町のこの図を見て、どこが該当するかわかるか。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、それで1から17までの定住人口。

下水道課課長補佐（花山智明君） お渡ししております基本構想（案）の判定表の2と3に、北浦地区のほうの定住人口が出ていますけれども、これの1から17の合計が、今計算しますと2,334人になります。（「2,334人ですか」の声あり）はい。（「現在値は幾らですか。現在値は」の声あり）現在値は、これはあくまで47年値というか、……（「2,524人」の声あり）現在値ですか。（「そう」の声あり）これはあくまで……

10番（橋本四郎君） ちょっと待って。2,524といたら、今度は（聴取不能）の数字はそれは、（聴取不能）数字は該当しないなら、この部分を該当しませんよと何で知らせないんですか。パブリックコメントと同じ、どこが該当してどこが該当しないとなったら、意見を言う場所がありますか。それが公平な資料といえるか。町民に正しい判断をしてもらうために、正しい資料を出さないといけない。どこが該当して、どこが該当しないのかわからないやつを出して、

これでパブリックコメントを出しましたとなるんですか。行政手続法に違反しませんか。

議長（吉田眞悦君） 公共下水で、要するに橋本議員が言っているのは、公共下水で整備する地域と、そこから除いて個別とかそっち側に移るところということを言っているわけでしょう。そいつを明示しなくてもいいのかと。（「それがわからない資料を出す必要ないでしょう。もう一つ言うから」の声あり）だって、こちに明示しています。

10番（橋本四郎君） 流入人口というのがあるでしょう。流入人口は北浦地区の（聴取不能）のやつは2,921名。これを聞いたら、いやいやこれは日中に大体床の面積当たり何ぼでなくて何人と計算するからこう出るんです。その中には、これは店だから。北浦地区の店に、北浦地区の人に行く必要ないですか。行きますよね。ダブって書いていませんか、それだったら。定住人口に（聴取不能）ながら、さらに今度は流入人口で何でこの2,330人の中に入れるんですか。必要数が多くなるのは当たり前でしょう。5,480人なんか北浦にいるはずがない。例えば、イノアックの職員何人だと調べてみましたか。床面積何ぼ当たりで何人という計算をしているからこういうふうになるんです。それで結構だと。ただ、それが正しい数字になるかと。なぜかという、地元の人が買いに行ったら、ダブってその人は必要人員の中に加算、ふえることになりませんか。これ、2回計算している。

議長（吉田眞悦君） 流入人口の捉え方か。花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） 今、橋本議員さんがおっしゃったように、流入人口のほうは床面積のほうから出しておりまして、それがダブるかダブらないかというお話になりますと、それは定住とダブらない部分がないわけではないと思うんですけれども、この出し方として、国のマニュアルのほうの出し方がこういう形なので、それを踏襲して作業を進めているという形になります。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 正しい判断のできる資料の提示がなくて、そして指摘があると問題（聴取不能）をしながらこれを追って、あとは皆さん方の意見を受けたものだけを修正して、あるいは取り上げて、県に報告してこの町の方針にするというのなら、これから何ぼかかるんですか。5億円の借金をしたら、約70億円の借金をつけてこの事業をやっていくんだよ。70億円の事業をこんなに簡単に決められていいんですか。何ぼになりますか。70億円と書いてある。だから簡単にそれを言わないでくれよというの。自分たちが扱っている金が必ず町民にかかっていくんだから。それを合理的に使うための手段を何で考えないのか。

町長、一つ町長聞いて。あのね、トレセンがこの区域に入っています。都市計画区域、いい

ですか。あそこまで、カクタ硝子さんのところから何メートルあると思いますか。(「300メートルぐらいかね」の声あり)違う。100メートル足りない。400メートルです。400メートル、掘り下げていく方法とっても、四七、二十八、だから、1メートルで10万円かかれば4,000万円かかるんだ。(聴取不能)ね。合併浄化槽、あそこは187人対応でしょう。調べていますよね。170、八十何人対応が、毎日そこで300人来ても、1日いっぱいやるわけでないから対応でやる。これは浄化槽法という、俺持っているけれども、そうすると180人対応なの。仙台の業者に聞きました。何ぼですかと。1人当たり10万見てくださいと。それで、180人対応というのは百八十何から190までであるのか。設備費は幾らですかといたら、500万円かかるでしょうと。2,500万で。400万円の公共下水を引くのと2,500万円でいくのは、どちらを選びますか。町長の給料は2,500万円ですか、4,000万円ですかといたら、4,000万円と言わないですか。

町長(相澤清一君) それは今後のこっちで検討しているやつは全部見て、一番効率のいいほう、一番しっかりとこれから将来のことを考えて方向づけをするんだから、今どうのこうのと、そういうふうな判断でないんです。

10番(橋本四郎君) これちょっと見てみようか。こいつの中さは公共下水道地域の中に入っているんだよ、あそこ。

町長(相澤清一君) だから、それを想定して、今計画をつくっているんです。そういうふうな中で、その1つだけを捉えて、それは必要でないから全部だめだという話にはならない。

10番(橋本四郎君) 違う。私の言っているやつは、だったら、あんた方は何かと言われればこうだと、都市計画区域に、これは下水道区域になっていますから。だって予算化したんですと言いませんか。今後言わないね、じゃあそういうことは。俺に、議会の議員として2年の間は。それを言うならば。

議長(吉田眞悦君) 下水道課長。

下水道課長(佐々木信幸君) ただいま御質問の中で出てまいりましたトレーニングセンターを公共下水道にするか単独にするかという比較検討につきましては、今橋本議員のお話から出たように、旧国道から、カクタ硝子というお店の名前が出ましたけれども、そちらからの延長で比較検討をしているわけではなくて、小牛田中学校側、八幡のほうから小牛田中学校の裏の道路を通りまして、小牛田中学校自体も公共下水道の整備区域という判断をしていますけれども、そこからさらにもう少し延ばしてトレーニングセンターの裏側というふうな管渠の経路で比較検討しておりますので、その検討については、公共のほうが、集合処理のほうが有利という判定をさせていただいて、現在の構想に反映させていただいているところでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） あそこだとね、ポンプをつくりましたね。低いから。平らなところだったら流れて自然に流出。高いところに排水管があった場合、低いところにある建物のは必ず今度は送る機械を置くわけですね。そうでしょう。そういうものを含めて考えてさまざまにないといけないのに、単に向こうから、西原のほうから引きますからかかりませんということではない場合が出てくる。幼稚園が出てくるでしょう、今度。道路を渡るんですよ。そういうことの問題を総合的に考えるために、私が言うのは何かというと、皆さん方がつくる資料、つくっている資料、もしかすると下水道協会に頼んでいるんじゃないのかなという感じがする。私の持っているのは、下水道協会の資料も持っています。読んでいます。公共下水道じゃなきゃだめだということを行っています。ここにあるのは、色麻町と、それから大郷町、あるいは大崎市の条例なんです。今、どういうことをしているかということ、うちが離れていて、合併浄化槽をつけたほうが有利だと思う場合には、町が合併浄化槽をつけて使用料を取っていますとっている。いいですか。そういう方式をこれは条例で決めて、ないのは我が町だけ。涌谷も近いうちに（聴取不能）。だから、金を有効に使うのなら、何で、単に公共下水でしかないという頭でなくして、どっちが有利かということを考える必要あるでしょう。この資料の中でもある。経済効果を考えると。経済効果をどう考えたのか、私はわからないんだ。だから、そういう他のまちの予算というものを勉強しながら、なるべく町民に負担をかけないというそういう努力が必要でしょう。

古い話をします。平成13年ごろに青生、中埜の農村集落ができたんです。役場に行っている職員、夫婦の人がいました。あなたのところ、何ぼかかったかと。120万円かかったと。でも役場の課長職員だからね、つけないわけにいかないよと。120万円ですよ。120万円なら合併浄化槽つけられるんです、それだけで。それ以外に町の施設があるんです。個人の負担まで求める公共下水だったら、個人の負担がなるべくかからないようにしていくべきだっていう話でないですか。そういうのをなぜ考えられないのか。

議長（吉田眞悦君） そういうところを全部勘案して、総合的にしたんでしょう。下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） この基本構想の説明を始める際に、一番最初にお話をした経緯の部分で、今回示されたマニュアルなんですけれども、持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルというマニュアルです。これは、公共下水道を所管する国土交通省、それから農業、漁業なども含めて集落排水を所管する農林水産省、それからお話に出ております合併浄化槽、そういったものを所管する環境省、それらの3省が一体となって統一し

た考え方でつくられたマニュアルとなっております。

ですから、私たちがこのマニュアルに沿ってこの比較検討をするということは、それぞれの合併浄化槽、あるいは公共下水道、どちらが経済的に有利なのかという視点からこの比較検討をしておりますので、それらを総合的に判断して、今回公共下水道のほうが有利と出た区域もある、あるいはそれらから除かれた部分で合併浄化槽等で整備を今後もしていきましょうという部分もあると。そういったところで判断させていただいた今回の構想になっております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 北浦地区の戸数は900件ですよ、世帯は。企業を除いて。企業を除いて900件。企業はほとんど合併浄化槽にしているから。この個人の900戸。900掛ける100万円は幾らですか。幾らになりますか。900戸掛ける100万円、9億円ですみませんか。9億円出すと、北浦地区の皆さん方は個人の持ち出しは便器をかえるだけ。設備は全部町で持ってもらえる。これをやっているのが色麻町、大郷なんです。50億よりも、9億、どっちが高いのでしょうか。俺は9億円のほうが安いと思うんだ。4分の1。4分の1の経済効果を考えないんですか。

俺も疲れたから。議長、俺も一人でしゃべっていて疲れるから、俺以外に聞いてください。俺、後でまた聞くから。

議長（吉田眞悦君） 合併浄化槽との、要するに9億円で、橋本試案だったら9億円で済むとしたら、あえてこういう公共下水をしなくてもいいべという見解なんだけれどもさ。それはそれとしての個人、まず橋本議員の見解ということなんだけれどもさ。だから、それに対して、これをつくるのに当たって、公共下水道のほうがやはり完全な整備ができますよとかなんかのその明確な指針というのはあるのかということです。花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） 今回のこの経済比較に関しては、先ほど課長も申しましたが、国のマニュアルに沿って行っております。それで今、橋本議員さんのおっしゃったのは、単純に合併浄化槽を1基設置するのが例えば100万円程度だとか、そういった形の比較ということになるんですけれども、当然合併浄化槽をやっても、その排水設備と配管工事もあります。そのほかに維持管理費もかかりますし、当然減価償却という部分で償却年数もあります。そういったものを比較するために国がマニュアルをつくって、それに基づいて検討した結果が集合処理有利というふうになっておりますので、その辺は御理解いただければなと思います。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 議長、またそれをやるとしゃべるようになるけれどもね、合併浄化槽の機械部分と、広域の浄化槽の機械部分の減価償却期間は同じなんだよ。違うのは何かといった

ら、管渠の問題だけ。ビニールパイプ、あれが70年。ビニールパイプは70年だと。機械の摩耗、減価償却だったら、それで同じなので、仮に半分の値段だったとしても、9万掛ける、9億掛ける9億で18億でしょう。50億掛ける95、18億どっちが安いんですか。そういう単純計算が頭に出ませんか。俺は単純だからそう思うんだ。（「浄化槽は5人槽で何%、マニュアル、基準単価、維持管理費を合わせて」「比較したというなら、一つ一つの基準があるから、これで比べたから、こっちが有利だったと。経済性というからには必ず金も計算しているはずだから」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） うちのほうで考えていた浄化槽の維持管理に関しては、5人槽に関しては1年間で1基当たり6.5万円、これが国のマニュアルの示している数字です。7人槽に関しては、同じく1年1基で7.7万円です。あと、その耐用年数ですけれども、浄化槽は国のマニュアルでも30年から50年になっています。それで、いわゆる下水の処理場に関しては、50年から70年、電気機械設備に対しては15年から35年ということで、どうしてもその差は出てくると思います。（「設置費用なんかは」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 9億円で作ったと。じゃあ、耐用期限が半分しかないといっても18億でしょう。もう一回つくれるんだから。9億円の倍は18億円。50億円とどっちが少ないんですか。あんた、50万くれるからというのと18万、どっちをもらいますか。俺は50万のほうもらうよ。

議長（吉田眞悦君） 設置費用だの違うんだらうから。何人槽持っていくかと。それだけでは済まないのさ。花山補佐。

下水道課課長補佐（花山智明君） 浄化槽の設置費も、5人槽で1基当たり83.7万円、7人槽で104.3万円という形で計上しております。（「そうでしょう」「設置費用は、これは便器なども入れているのかや」の声あり）建設費だけです。

10番（橋本四郎君） 課長補佐、覚えていてよ。公共下水の場合には、自分の屋敷内の排水は利用者負担だよ。そこまでのパイプは役場負担。それがさっき言った7万何ぼかかるか10万かかるわけ、1メートル当たりね。家庭で100メートルあったら何ぼかかりますか。家庭の排水管。直線で来ないで、曲がってくるんだからね。それがさっき言った中卒の役場の職員が私のところで120万円かかる、つけたくないけれども職員だからねと。名前まで言いません。ところが今、行政区長をしている役場の職員の経験者が、俺は絶対つけないと。なぜかと、100万円ではあわ

ないべと、俺のところ。遠く道路から離れている。こういう人がいるんだよ。それを調べましたか。どの家が幾らかかるか。北浦地区、中組だったら、つけないという人が3割出てくる。合併浄化槽をつけているのは2割。2割と3割で5割。5割つけなかったら公共下水の意味がやっていますか。これだけ聞きましょう。

公共下水と農業集落排水が100%の利用になったら、どのくらいの増収になりますか。計算していますか。100%の加入でない限り、収入は少ないと。年間6,000万円。10年で6億円。

議長（吉田眞悦君） 100%という計算はしていないんだべ。その計画でも。（「収入の話が出たので、損益計算書の収入の収益を出したのは、何ぼで出したの、収益」の声あり）財政計画では何ぼしか出ていませんと。何%で出ていると。100%という計算は成り立たないんでしょう。（「何%よりも、有収水量は何トンか。そうしたら単価を掛ければいい」の声あり）田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、財政推計の資料のほうをごらんいただきたいと思うんですけども、A3判のペーパーなんですけど、4番の水洗便所設置済み人口の推計値ということで、平成28年度では、公共下水道のほうは73.6%、農業集落排水が77.1%という見込みでの水洗化率となっております。この水洗化率で2枚目の損益計算書をごらんいただきたいんですけど、平成28年度の下水道の使用料は約2億2,000万円でございます。仮に水洗化率が100%だと仮定して計算を今行いましたところなんですけど、おおむね7,000万円の増になるのではないかとというふうにちょっと仮定いたしました。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） そういうことを、合併浄化槽……、公共下水道の利用率が低い、各地域ごとに調べてみました、どの状態かと。最も悪いのは谷地です。三十何%しか利用していない。悪いけども、あなたのところ使っているのかと、こう言いたくなってくるんです。それで、平均的には、低いのは南郷の4です。69%しかない。こういう使わない人がいるために、せっかく町が金をかけても利用が低いために、今言った7,000万円の未収が出てくる。未収が出るようなことを何ですのかと、未収が出ることを。このことで、私は9月の議会で質問しました。何で下水道法の11条の3に基づいて罰金を取らないんですかと。これ会議録、町長後で読んでね。会議録で何と答えたかというのと、「取ることができると書いてありますから取りませんでした」と。科すと書いてある。48条か。科すというから、取るということだ。これに課長はうまい答弁をしたのさ、私に。あの後でやったとき。実は、私たちが注意をしなかったんですと。11条の3の問題で、あなた早くつけてくださいよと言わなかったと。だから、事前予告をしていないからそのことについてはやっぱり（聴取不能）。そこまで勉強している。ただ、科す、

取ることができるできないと書いているからという答弁に矛盾はありませんか。法律を無視した（聴取不能）、違いますか。会議録を読んでもください。私、会議録を何回も読んだ。（「科すはいいんだけども」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 要するに……。下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） まず、今の御質問の30万円以下の罰金に処するという表現が下水道法の第48条の中に出てまいります、これはその前段として、第11条の3の第3項の部分で、例えば下水道を接続しない方に対して相当の期間を定めて、くみ取り便所等を水洗便所に改造すべきことを命ずることができるという条文があります。それで、これを行った場合にそれに従わない場合について、その罰金に処するというつながりになってまいりまして、その前段の今お話しした命ずる部分を町としては行っておりません。ここにただし書きがございまして、当該建築物が近く除却され、または移転される予定のものである場合、それから水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、相当の理由があると認められる場合はこの限りではないというただし書きがありまして、町としてはその改造に関する命ずるという部分を行ったものはございません。ですので、その次にくる30万円以下の罰金に処するという部分にも当然発展していないというところでのお話でございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 要は、町長の答弁は、取ることができるとあるから取らなかったんですと答弁してあったんです。いいですか。科すということは取るということなんだ。48条に科すと書いてあるでしょう。だから、科すということは取りなさいということ。だからそれは、取ることができる、ではないんだと。そういう間違っただけの考え方では、結果においては、皆さん方は何で行動しなかったんだと、今まで。7億円も損したんだ、10年間で。7,000万円だったら、未収が7,000万円も徴収できなかったら、毎年毎年あるとすれば10年間で7億円でしょう。その7億円も損することを何でしないように皆さん方に注意しなかったのか町民に。これは環境基本法でいくんです。環境基本法の中には、国民も行政も環境の改善には誠意を持って対応しなくちゃいけない。そのことをまず。

議長（吉田眞悦君） 特別な理由がある場合はということで、それで今までやってこなかったんでしょう。（「資金的に大変だったらいいんだっちゃん」の声あり）これは別に、違法でも何でもなし。そういう前項があるんだから。（「そういうのは、取ることができるという表現とは違うということだから。こういう条件の人は取らないでいいですよ」「命じて、それに従わなかった場合に処するという表現。前の、命ずる部分をしていないから、取るほうはやって

いません」「何で命じなかったのか」「お金がないから」の声あり)命じないというのは、ただし書きがあるから命じないと。これを強制にして、皆、つないでいない人は30万円ずつ罰金をもらいますといったら、とんでもない話だ。橋本さんはそのほうが良いということだね。(「このくらいの強行策でやらなければ……」の声あり)そういう除外の言葉もあるということですからね。

ほかに。(「ほかじゃないんだってば」の声あり)何ですか。

10番(橋本四郎君) 今のやつ、俺が言うのが正しいでしょ。取ることができるということの内容ではないと。こういう条件があってそのことはできないということを行ってできなかったということでしょう。違いますか。法律ではそうできないと書いてあるかと。

議長(吉田眞悦君) 取らなくては……、取らないじゃない。納めなくてはというのは、つながなくてはならないという強制な部分ではないということでしょう。さっきの説明では。下水道課長。

下水道課長(佐々木信幸君) お話の中で、30万円以下の罰金に処するというところを、科することができると言ったかどうかというお話なんですけれども、多分前にも一回……(「俺は科することができると言ったの。科す、……」の声あり)いや、できるという表現は、……(「いや、科すと。科す」の声あり)第11条の3の第3項のことをお話しする際に、改造すべきことを命ずることができるという、このできるの表現は、お話ししたと思います。ただ、このできるという部分を、町としては判断してやっておりませんので、これに続く第48条の30万円以下の罰金に処するという部分を当然科していないということになるという論法になるんですけれども、そういうお話だと思います。

10番(橋本四郎君) 議長、いずれにしても12月議会で改めてそのときにやるから。町長の答弁したと俺が質問したことの食い違い、答弁の食い違い。では、改めて聞きます。ほかのまちがやっている戸別処理浄化設置の問題、まちが設置をする、あるいは行政が設置をして貸し出す方法。この方法をやらないのは、いかなる理由でしょうか。これをやっているまちが多いんですよ。私は、財政を調べてみました。そのまちは、この町よりも町民1人当たりの借金の額が少ないんです。こういうことの積み重ねが、そのまちの財政を健全化にしている理由になりませんか。そういう一つ一つの積み重ねが町の財政を改善していくのであって、何でそういうことを(聴取不能)、下水道課長よりも町長のほうがおかしいでしょう。だって、今まで町長はやってこなかったんだから、こいつは。(「無利子で100万円貸した場合。合併浄化槽に補助を出しているし」の声あり)

議長（吉田眞悦君） 下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 美里町としても、合併浄化槽を進めていないというわけではございませんで、当然認可区域や農集の区域以外のところで浄化槽をつけたいという方に対しては補助金、おおむね設置費用の3分の1になる補助金をお渡しして、合併浄化槽も進めているところです。

それから、水洗化を進めようということ、例えば一時的にお金が大変だという場合については、その水洗化工事に対する無利子でのあっせん事業なども町としては行っているところでございます。

ですから、公共下水だけをやりたいということで進めているわけではなくて、先ほどマニュアルのところでも申し上げたとおり、あくまでもその経済的な比較をして、町としてどれが経済的に有利なのかという判断をさせていただいて、今回構想をまとめたということでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） そういう法律に基づくなら、町が下水道つなぐための費用を支出できる相手はどういう人でしょうか。町がやらなければならないという法律があるよね。こういう人に対しては、町が費用を負担して、下水道につなぐことをしてあげなさいと。どういう人です。

議長（吉田眞悦君） 町が本人にかわってつないであげるという法律があると。（「あります」「あるのか」「生活が大変な人、経済的に大変な人については、行政がしてよろしいと書いてある」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 町の補助金交付要綱の一つとして、美里町生活扶助世帯に対する水洗便所等整備費補助金交付要綱というのがございまして、生活保護法による生活扶助を受けている世帯に対しては、その設置費用を町が負担するという要綱はございます。

10番（橋本四郎君） そうしたら、その辺、聞きましょう。町内の生活保護者の中で役場がつないであげた件数は何件ありますか。下水道に。

下水道課長（佐々木信幸君） 実績としてはございません。（「えっ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ありませんと。

下水道課長（佐々木信幸君） ありません。

10番（橋本四郎君） 生活保護者がいないのか。つないであげる人がないのか、どっち。

議長（吉田眞悦君） つないだ実績はありませんと。

10番（橋本四郎君） 生活保護でもつないでくれなかったと、それじゃ。そういうことだべ。そういうことの矛盾をなぜしたかということなぜ言わないのか。

議長（吉田眞悦君） ことができるで、つなげなければならないのかと。（「町が援助することができるとはなっているね」の声あり）じゃあ、ますます町の負担が大きくなる。（「そうだね」の声あり）町がみんなつないで。（「こいつは単なるできるというだけで、要綱だ」の声あり）下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） この補助対象者につきましてですが、補助金の交付対象者は水洗便所の改造義務者で、かつ生活扶助世帯であるものとするというところがありまして、要するにその生活保護を受けている方自身が所有している建物を水洗化する場合という条件があります。今のところはそういった方の申請はないということでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 俺以外に質問する人があるべから、もうこれでやめるけれども、法律上あるのは生活困窮者に対しては、行政側はつけることができるというふうになっている。そのことで条例なりその趣旨が出たはずなんです。それを今まで1回も1つもやってこないで、なくてやらないのか、あってもやらなかったか。あってもやらなかったとすれば、皆さん方、コンプライアンスに違反じゃないか。そういうふうに、今度は倫理の問題に発展していく。笑い事じゃないんだ。そんなことに気づかない議員も議員なんだ。

議長（吉田眞悦君） だんだん話が、コンプライアンスだの倫理にまでなってしまったから。（「義務じゃないっていうの」の声あり）義務じゃないんだべ。そこのところ、もう一回、ほら。（「義務でない」「申請できるようになっていることだし」「町の義務でないってこと。補助をするといったって、必ずしなきゃないというものじゃない」の声あり。下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 先ほども申し上げましたけれども、この交付要綱の対象となる方は、補助金の交付対象者は、水洗便所への改造義務者であるということですね。ですから、その住んでいる方ということではなくて、その家屋を所有する方ということになります。その家屋を所有する方で、その方がかつ生活扶助世帯である場合に申請をすることができるということで、今までその申請がなかったので補助金の交付の実績はないということでございます。（「議長、あのね」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 最後でねえのすか。

10番（橋本四郎君） いや、冷淡な話をしないの。下水道課とか、建設課で、どこが生活保護者かわからないでしょう。調べましたか、それ。町民生活課か福祉課でなければわからないの。

そういうものと連携をとりながら、ここにいるかないかと調べて、そして対処してやるのが役場の職員の任務でしょう。違いますか。申請がないからと、申請は、これはわかるのかね。ほかの議員はわかるのか、俺が今質問して初めてでしょう、こういうことは。議員とか役場の職員がわからないやつを、一般の町民にわかるというはずがあるかい。おたくは生活保護を受けているようですからどうですか、こういう制度がありますよとやっていってやるぐらいの気持ちで持てないんだと。俺が聞いてやればいいの、生活保護の人に。

議長（吉田眞悦君） できるとしたって、連携とってということで、実際には。（「だって、第一にして」の声あり）誰、副町長。

副町長（佐々木 守君） 要綱でできるとなっているだけだから、それ以上何も言うことはないです。

議長（吉田眞悦君） どうぞ。

10番（橋本四郎君） できるから、放っておいていいということはないです。できるなら、可能な限りそういう人を探し出して援助するのが行政でしょう。じゃあ、行政って何のためにあるのか。自治体というのは。（「切りがない。何でもそれがかかってくる」の声あり）町民の福祉のためでしょう。あんた、生活保護をしているからと、じゃあ放っておいて、別に死んでもいいのか、じゃあ。（「そういう意味では申し上げないですから」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 下水をしないから、直接死に至るわけねえべ。

10番（橋本四郎君） 最後にして終わる。町長、これを18日中に出すというけれども、その18日の前にできるならば議会を招集して整備しませんか、新たに。

議長（吉田眞悦君） 10月でねえの。

町長（相澤清一君） 当然、成案ができましたらば、県に出しながら、議会の全員協議会で説明をいたします。

10番（橋本四郎君） その説明をしてほしい。いずれにしても、これは不備だから。俺が不備だと認める以外に町民の人にも不備だと認める人がいっぱいいるの。そういう人たちから含めて、もっと言うためには参考資料がないんです。これは議員の中に（聴取不能）参考資料が何冊必要だかわかるでしょう。最低でも7冊必要なんです。関係書類が。関係の別々な書類を全部これは私が調べた。そういうことを個人に調べるようにさせておいて、集めるようにしておいて、皆さんの意見を聞きますと。意見を出すためにはほかの資料も持ってこなくちゃい。本来は、下水道課で、どうぞここにありますからいつでもごらんくださいというような資料の提示をしながら、意見を聞かなくちゃならなかった。自分でそういう資料も集めながら、皆さ

んの中でも、この件の中でもいいや。3章の計画書、知っている議会議員、何人いますか。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、町長が先ほど、きちっともう一度、議員の皆さんには説明いたしますというふうに明言していますから。

ほかに。福田議員。

2番（福田淑子君） 今、改めて議員に説明するという話だったんですけども、そのときに貸借対照表も、（「それまでにできるのか」の声あり）経営がどうなっているのかということが一番明らかにされるものなので、今回出ていない、努力しているんでしょうけれども。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） 申しわけありません。今月中には、ちょっと作成は難しい状態ですので、新年度になりましてから、財政推計という形ではなく、経営戦略という形で来年度策定するふうに考えておりますので、当初予算の際に貸借対照表をお示しはできるかとは思いますが、中長期的な部分については、貸借対照表レベルでの部分はちょっとお示しが難しい状態でございます。

議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。千葉議員。

1番（千葉一男君） 損益計算書の下の部分ですけれども、一般会計繰り入れの中で使われている負担金、補助金、それから出資金なんていう言葉なんですけれども、この中で基準内と基準外というのがあります。この基準外というのをもう少しわかりやすくちょっと教えてくださいませんか。

議長（吉田眞悦君） 補助金と出資金のね。田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、表のローマ数字、一般会計繰り入れの基準外の部分についてでございます。3条収益的収入の農業集落排水事業の中で、うち補助金（基準外）とあるんですけども、これは国で総務省副大臣通知でございますいわゆる繰り出し基準の基準の外、基準によらない補助金になります。こちらは、現在でも予算化でさせていただいておりますけれども、経営支援に要する経費ということで、平たく言えば赤字補填の経費になります。農業集落排水事業はおおむね4,000万円から5,000万円の経常的な赤字になっておりまして、そちらの分を経営支援に要する経費ということで、補助金として一般会計から繰り入れさせていただいております。

次の4条資本的収入の、うち出資金。こちらにつきましては、平成38年度ころから出資金がなければ資金不足に陥ってしまう推計になってしまいまして、要は黒字倒産みたいな形になってしまいます。ですので、その資金を確保するために一般会計のほうから出資金という形で資

金を調達させていただくというようなふうに考えております。以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） 要するに基準内というのは、法律か何かで決まっているんだらうから、基準内というのはね。基準外というのは、誰が判断するんですか。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） いわゆる繰出基準につきましては、毎年度4月に総務副大臣から通知がございます。その通知にのっとっているものが基準内、のっとっていないものが基準外ということで整理しております。（「つまりね、……」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 今言ったとおり、この補助金というのは、繰出基準というのは法令で定まっているわけではないんです。一般会計から地方公営企業へは補助することができるというぐらいしか明確に明文化されていなくて、その内容については毎年度、今言ったように総務副大臣通知という通知でもってそれぞれ法令で決まる、法令で定められたごとくに、それでもって統一した基準がないものですから、全国自治体、それに基づいて、一般会計から公営企業会計へ繰り出している部分です。法令で定められているものではありません。でも、その効力としては、法令で定められたものとみなされるくらいのやっぱりその効果があるということ、全国統一した基準で一般会計から出していると。それから漏れたものについては基準外という言葉で統一しているものですね。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） そうすると、そのお金は国のほうで一応手当てをしてくれるんですか。基準外ではあっても。

議長（吉田眞悦君） 基準外の……（「交付税で措置される」の声あり）田村主査。

下水道課主査（田村太市君） 国のほうの手当てという話ですけれども、国のほうにつきましては、毎年国が策定します地方財政計画の中で公営企業に対する繰出金が毎年計上されております。その中の計画で計上する繰出金の考え方が、先ほど御説明した繰出基準になります。その繰出基準の中のものについては、いわゆる普通交付税の制度の枠の中で算定されておりました、基準外につきましては、特段国の手当てはございません。

議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。（「もう一つ、今に関連して」の声あり）ほかに。ちょっと待ってね、橋本議員。（「いやいや、ある」の声あり）違う、ほかに今。何か確認しておきたいことありますか。じゃあ、なければ。

10番（橋本四郎君） 副町長言われたことは公営企業法の第18条だと思うんですよ。第18条の2の2項というのがあります。この関係なので、今会計監査、問題は監査の対象で、これが適正にやられるかどうか会計監査で指摘しますとくるから、次回、第18条と第18条の2の2項、これらに関して説明をしっかりとできるようにして持ってきてください。第18条、公営企業法。

議長（吉田眞悦君） 公営企業法18条。（「繰出基準と何か関係あるのか」の声あり）何があるの。（「出資の条項です」「出資か」「はい」「出資と繰出基準、何か」「前段は、繰出金とあるはず。出資もある、そのほかに」「繰出金の明確なものが法令で定まっているわけないっちゃ。ただ、繰り出しすることができるとは書いてあるかもしれないけれども、明確に個別のやつはないよ」の声あり）準備してこいということだから。（「次回、説明できるようにしてください」「だめだなあ」「本来、これだって会計監査の対象なんだって」「個別に何がどういくというのは基準の法令では定められていないですよ。定められているんですか。そうでしょう。出資することができるとか、応援することはできるとは書いてあるけれども、個別にどれをどれだけやるかというのは書いてないですよ」「もう一回、お互いに詰めましょう。公営企業法の第18条」「中身をもっと調べるといふことか」の声あり）橋本議員の解釈。

じゃあ次に、本日の最後です。美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてに入ります。

これは、同じでいいんだね、説明員。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） 説明員につきましては、3点目と4点目と同じでありますので、御了承願います。

議長（吉田眞悦君） 下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） それでは、下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についての概要を御説明いたします。

資料といたしましては、本日お配りしております美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についての説明資料、A4の紙を3枚つづっておる資料になります。

下水道事業の設置等に関する条例につきましては、さきの9月議会で可決いただきました条例でございますが、事務の精査の結果、出納その他の会計事務を会計管理者に行わせることとしました第7条の規定を削除する必要が生じました。先ほどお配りしておりました資料の1枚目をめくっていただきますと、条例の新旧対照表がございますが、この中の左側、現行の第7条、法第34条の2ただし書きの規定により、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする、この条文を今度の12月議会に一部改正として削除をお願い

したいというふうに考えてございます。

第8条以下につきましては、順次繰り上げるということで、一部改正についてはこの第7条の削除が主なものとなります。

その理由の1つ目といたしましては、会計管理者に行わせることといたしました出納その他の会計事務の範囲の把握について不足がございました。出納その他の会計事務には、単に現金の出し入れだけではなく、総勘定元帳等の各種帳簿の記入及び棚卸資産の出納といった企業会計特有の出納事務が含まれ、会計課で出納事務を全部行うことは困難であることがわかりました。そのため、会計管理者ではなく、企業会計の出納事務をつかさどる企業出納員を配置いたしまして下水道課で出納事務を行うこととしたいという考えからでございます。

2つ目の理由としまして、公営企業でございます病院事業、水道事業、それから下水道事業、それぞれの出納事務の形態が異なっておりまして、それらを今後統一を図りたいというものでございます。病院事業の企業出納員は事務長が任命されておりまして、全ての出納事務を南郷病院で完結させております。水道事業の企業出納員につきましては、水道事業所長のほか会計課長が任命されており、会計課長が現在銀行との窓口となって現金の出し入れを行い、水道事業所長がそれ以外の出納事務を行っております。そのため、このような違いがございますので、出納事務をつかさどる企業出納員を各事業ごとに1人設置いたしまして企業財務を統制させることとしたいということから、条例改正をお願いしたいものでございます。

この出納事務の形態の統一の詳細につきましては、田村から御説明申し上げます。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、私のほうから資料のほうを御説明させていただきたいと思います。

資料1ページ目の公営企業出納事務比較表をごらんいただきたいと思います。

公営企業法の適用範囲につきましては、水道が全部適用、病院及び下水道が財務規定等のみの一部適用でございます。

企業の管理者につきましては、各事業とも管理者の権限は町長が行うこととなっておりますが、下水道事業については、出納事務を会計管理者に行わせることとしておりましたので、その規定を削除し、下水道課長が企業出納員として出納事務を行うよう変更したいと考えております。

企業出納員につきましては、水道事業が水道事業所長と会計課長の2人体制でございましたので、各事業の企業出納員を1人としたいと考えております。

実際に現金を取り扱う現金取扱員については、今までどおり会計課及び町民窓口室で窓口収納を行えるよう企業会計の現金取扱員を発令いたします。ただし、水道事業は地方公営企業法の全部適用であるため、水道事業の現金取扱員は企業職員の身分を有する必要がございます。このことから、あわせて企業職員の発令もいたします。

病院事業については、病院窓口でのみ窓口収納を行っておりますので、変更はございません。ページをめくっていただきまして、参考資料2をごらんいただきたいと思います。

現金取扱員の任命に関する条項でございます。現在、各企業会計の会計規定では、現金取扱員の任命に関する条項がございませんので、財務規則第4条第4項の規定に準じて、企業会計の会計規定の改正を行いたいと思います。町長が企業出納員と協議して定める職にある者を現金取扱員にするというような書きぶりにしたいと考えております。

続きまして、収納金の取り扱いでございます。参考資料3をごらんいただきたいと思います。

一般会計の窓口収納金の流れでございます。財務規則第38条第2項により、会計管理者など、こちらの「など」に現金取扱員が含まれているんですけども、現金取扱員が収納した公金は、直接金融機関に払い込むことができると、第3項でその報告を会計管理者に行うと、このような流れになっております。

一方、水道事業につきましては、水道事業の会計規則第19条第1項で現金取扱員が収納した現金を企業出納員に引き継ぎ、第2項で企業出納員が金融機関に払い込む流れとなっております。

このような形で、一般会計の流れに比べて多少煩雑なものとなってございますので、一般会計の事務の流れに準じ、現金取扱員が窓口で収納した公金を金融機関に直接払い込んで、その報告を企業出納員に行うというような事務の流れに改正をしたいと考えております。

病院事業につきましては、先ほど同様、収納窓口が1カ所でございますので、従来どおり企業出納員が公金を集約し金融機関に払い込むというような形にしたいと考えております。

このような形で、企業会計の出納事務の形態の統一をしたいと思います。以上でございます。議長（吉田眞悦君） それでは、ただいま下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいただきました。

この件について、何か。こいつをあのとき、9月にやったとき、そのとき気づかなかったのかな。申しわけありませんくらい話しておいたほうがいいのでないか。（「そうですね」の声あり）下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） この条例、9月に制定させていただきました条例につきまして

は、平成25年に定めました町の下水道の公営企業化の方針というのを町としては定めまして、それに基づいて進めてきたところでございます。それで、当時の方針につきましては、9月議会をお願いしたとおり、出納並びに会計事務については会計課でお願いするという事で、従来の会計事務をそのまま引き継いでできるようにというふうに当初考えておりました。

ただ、その後、会計課も含め、それから他の企業、水道、病院、それらといろいろなその規則の照らし合わせをしまして事務の整理をしてきましたところ、やはり会計管理者に出納と会計事務をお願いするという事は、やはり好ましくないという判断になったところでございます。

確かに、9月議会で可決いただきました条例ではあったんですけども、4月1日からの公営企業を軌道に乗せるために、やはりもう一度見直しをいたしまして、3つの企業が同じような統一した考え方で企業会計を行っていききたいという判断になったところなものですから、9月議会で御可決いただいたばかりではございますが、大変申しわけないのですけれども、施行前にもう一度条例改正をさせていただいて、公営企業としてきちんとした形で4月を迎えたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） よろしいですね。

では、本日の協議事項につきましては、以上とさせていただきます。（「議長、資料の説明をします」の声あり）財政課長。

企画財政課長（須田政好君） 大変申しわけありません。2点目の美里町コールセンター人材育成事業につきまして、昨年11月17日にお配りした資料との返還額の相違について、きょう午前中に資料を配付させていただきました。

今回お示ししました不適正額につきましては、消費税を除いた金額で表示していることが1点ございます。消費税は消費税として、取り除いてございます。

それで、きょう午前中に追加でお配りさせていただきました25年度の委託業務に係る収支表につきましては、国のほうから今回の返還額を精算するための書式としてまいりました。その中で、人件費について、消費税を別にして記入しろということで、人件費にかかわる消費税の60万8,920円を、人件費及び社会保険料等におきます消費税については、別途記入してやるということで、この60万8,920円が本町の適正額での消費税及び地方消費税でございました。これらを差し引きましたので、社会保険料等の未払い額が1,119万264円となっております。これに、当時はまだ5%の消費税でございましたから、1.05を掛けますと、昨年の11月17日に御報告させていただきました金額と一致するものであります。

それから、昨年11月17日に御報告申し上げましたのは、研修の中の不適正額につきましても、派遣した場合の社外研修と会社の中でやった、美里町のコールセンターの中でやった不適正額を2つに分けてございます。今回につきましては、それらを1つのくくりにし、不適切な研修等に支出した金額というところで433万2,311円という形で区分を変更してございますので、昨年11月17日にお示ししました不適正額との金額にずれはございませんが、区分けのずれによって、今回、誤解といたしますか、わかりづらい部分はあったかと思われれます。よろしく願います。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） そうすると、26年11月17日に示された金額と同じという意味でいいですね。消費税を足すとね。（「はい、そうです」の声あり）わかりました。

議長（吉田眞悦君） いいですね。では、よろしいですね。

では、執行部の皆さん、大変御苦労さんでございました。（「御苦労さんでした」「ありがとうございました」「まだあるんですか」の声あり）ちょっと連絡。局長、連絡。ちょっと今、執行部の皆さんが退席してから。

では、ちょっと皆さんに報告等ということで、局長のほうから願いますので。

事務局長（吉田 泉君） では、何点か事務連絡がございますので連絡させていただきます。

まず、江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会というのがございますが、今回その同盟会の中に田尻川・吉田川・鶴田川部会が設置されまして、そちらの副部会長なんですが、現中部会員をされておりますのが柳田議員と佐野議員になります。このお二人になります。その中から、副部会長を選任していただきたいという通知がございまして、協議していただいた結果、佐野議員のほうにお引き受けいただいたという状況でございます。

議長（吉田眞悦君） よろしいですね。（「はい、願います」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） あと、次です。12月3日に大崎広域の議員交流会議が予定されております。次第等、もう既にお配りさせてもらっているんですが、こちらは当日の古川まで行く交通機関なんですが、基本的に現地集合という形になっております。これは例年どおり現地集合という形になっておりますので、よろしく願いたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 1時半開始ですから、おくれないように。

事務局長（吉田 泉君） あと、こまいところなんですが、この前、出前授業を青生小学校と中埴小学校がもう既に開催されております。それで、青生小学校のとき、一応録画といたしますか、スマホのほうで録画させていただいたものがございますので、もし出前授業はこういうも

のだったんだよというのを御視聴したいということであれば、（「我妻教授」の声あり）事務局のほうにございますので。（「済みません、こちらの許可をもらってもらわないと」の声あり）済みません。じゃあ、よろしいでしょうか。ございますのでということです。

議長（吉田眞悦君） 今後の参考にしてくださいと。

事務局長（吉田 泉君） はい。あとは、本日、会議等の御通知を差し上げております。

まず、12月4日の特別委員会、こちらは政治倫理のほうの特別委員会になっています。

あと、今後ですが、予定といたしまして、12月10日に行財政のほうの特別委員会を予定しているところでございます。

あとは本日、運営小委員会のほう、こちらは11月30日に予定しておりますが、開催通知のほうをさせていただきました。

あと、12月の定例会になりますが、今のところ12月7日が招集告示で、9日が一般質問の締め切りになりまして、今のところ予定といたしまして、12月15日から17日まで、当初お配りしているスケジュールのとおり予定はしております。

あと、きょうは時間がないので署名は後でいいですね。

議長（吉田眞悦君） でも、できる人はやっておいってくださいでいいです。

事務局長（吉田 泉君） あとちょっと、大分きょうは時間がかかりまして、第4回の定例会の会議録ができて、お時間が許されるのであれば御署名のほうをいただきたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 皆さん、該当していますから。

事務局長（吉田 泉君） もし、御都合がつかなければ、4日の政治倫理の特別委員会があるときでも構いませんが、もし、きょう署名していただければ。

議長（吉田眞悦君） きょうできる人はやっていってください。

事務局長（吉田 泉君） よろしいですか。では、あと後ろにセットしますので、よろしくお願いします。

議長（吉田眞悦君） あと、前にも言っていましたけれども、例年どおり議会最終日の夜には忘年会ということで予定していますから、それらも予定に入れていてくださいね。（「最終日ですか」の声あり）最終日の夜にということで、櫻井議員さん、よろしくお願いします。（「場所はどこですか」の声あり）大観荘といったかな。

以上です。では、副議長。

副議長（平吹俊雄君） きょうは朝から夜遅くまで、5時まで、大変御苦労さまでございました。きのうは小寒ということで寒くなりまして、盛岡ですか、15日遅く初雪が降ったというこ

とでございます。いよいよ寒さがこれから厳しくなっまいりますので、まだ12月は定例会ということで、その前にも研修なり、あるいは会議等がありますので、体には十二分に留意しながら、皆様の御活躍を御祈念申し上げたいと思います。

本日は大変御苦労さまでございました。

午後5時00分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年11月24日

美里町議会議長